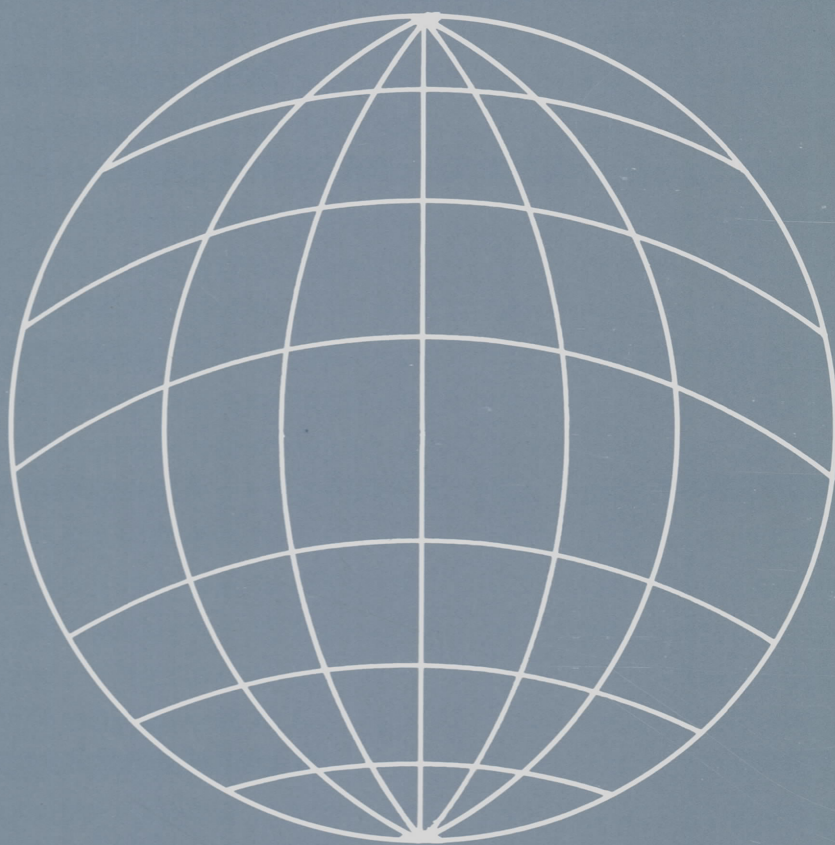


海外社会保障情報

No. 73

December 1985



社会保障研究所

北欧の老人福祉サービス施設の動向

——いわゆる中間型複合施設について——

丸 尾 直 美

(中央 大 学 教 授)

1. はじめに

人口高齢化の進行につれて、老人福祉サービスへの関心がわが国でも高まりつつある。ことに1985年1月に社会保障制度審議会が「老人福祉サービスの在り方について」の建議を出してから老人福祉サービスの在り方をめぐる論議が活発になった。その中でも焦点はいわゆる中間施設であり、厚生省の中間施設懇談会が八月に中間報告を出したこともあってどのような中間施設を導入するかについて種々の団体や研究者が提言している。筆者は、スウェーデンの老人福祉政策に関心を持ち過去何回かスウェーデンをはじめとする北欧諸国を訪問した際に福祉政策を調査し、老人福祉施設の変遷をみてきた。今年も八月にスウェーデンとデンマークの中間複合施設ともいふべき老人福祉施設を訪ね、両国の老人福祉サービスの動向を調査することができた。この機会にスウェーデンとデンマークの老人福祉サービスとくに日本でいう中間福祉施設の特徴と最近の動向を紹介し、わが国における中間福祉施設実現の参考の資にさせていただくことにしよう。

スウェーデンの近年の老人福祉の理念は、①ノーマライゼーション、②インテグレーション（統合と総合システム化）、③本人の自己決定の三つの原則に要約することができるであろう。（拙著『福祉国家は破産するか』日経新書1979年、『日本型福祉社会』NHKブックス1984年刊を参照されたい。）1981年6月成立（1982年1月より施行）のスウェーデンの「社会サービス法」はこのような理念に基づいてつくられたものである。

スウェーデンもデンマークもこのような福祉政策の理念に基づいて、世界で最先端を行くといわれる老人福祉サービスを行い、その理念を具体化した福祉施設を次々に建設して世界の注目をあびてきている。しかし、スウェーデンの老人福祉サービスもここにいたるまでには紆余曲折を経ている。

2. スウェーデンにおける老人福祉施設の変遷

スウェーデンの老人福祉施設の歴史は、19世紀の「貧困者の家」にはじまる。この貧困老人収容所ともいふべき施設が、19世

紀から20世紀のはじめにかけていわゆる老人ホームにとって代るが、当初の老人ホームは貧困者の家の性格を残していた。1930年代に入り、退職した年金生活者のための住宅として年金者住宅が生まれた。第二次大戦後の1950年代の中頃になると、老人ホームにセラピー活動が付加されたり、年金アパートにディ・センターが付設されたりするようになった。しかし、筆者がスウェーデンをはじめとする北欧諸国をはじめて訪れて福祉政策と経済政策を調査した1963年には、まだ今日でいうサービス・ハウジングあるいはサービス・ブロック service huset はなかった。サービス・ハウジングと呼ばれる福祉サービス付きの集合住宅が生まれたのは1960年代の中頃であり、マルメ Malmö 市につくられたオーレスンズ・ゴルデン Öresundsgården が最初であるといわれる。1970年代はじめにマルメ市を訪れたときには、リンナム地区に、サービス・ハウジングとナーシング・ホームを一緒にした感じの施設を訪れたが、従来の老人ホームを見慣れてきた筆者にとって日常生活に近い生活を送れるように配慮してつくられたこの種の施設は驚きであった。その施設の一階の一部はサービス・センターであり、日本でいうディ・センター的機能と老人福祉センター機能を合せ持つものであったが、施設全体が明るい感じであること、そこにあるレストランの立派なこと、バーまで付設されていることは特に印象的であった。

その後、スウェーデンではこの種のノーマライズされた複合的福祉施設が続々とつくられるようになり、従来型の老人ホーム

にとって代られつつある。最近のとくに顕著な傾向は一方におけるディ・センター機能をそなえるサービス・ハウジングの発達であり、もう一つは居住地の身近につくられるローカル・ナーシング・ホームの発達である。さらにサービス・ハウジングとローカル・ナーシング・ホームを同一敷地内や同一建物内につくるなどの複合化の傾向と、住宅地域や街中に小規模分散的につくる傾向が、最近のスウェーデンやデンマークの老人福祉施設の特徴といえよう。

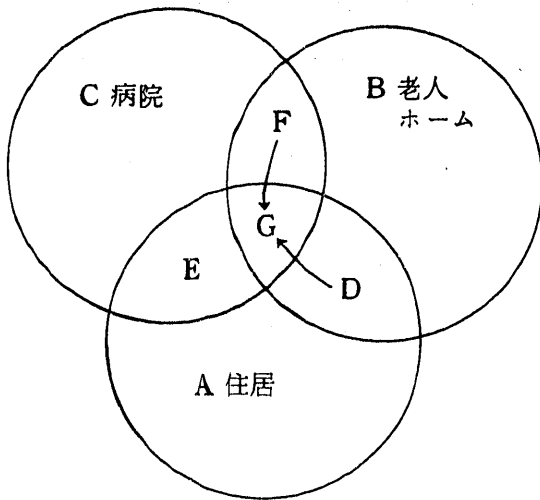
3. 北欧の中間施設と複合施設

スウェーデンの老人福祉施設の特徴と最近の動向を理解し易くするために、わが国で論議されている中間施設の概念との関連を明らかにしよう。

(1) 中間施設としてのローカル・ナーシング・ホームへの動き

中間施設という言葉はA住居（日常生活の場）、B老人ホーム（介護施設）、C病院（医療施設）の中間という意味で用いられているが、図1のようにこのA、B、Cを互いに重なり合う三つの円としてあらわすと、それぞれの円の重なり合う領域の施設は何らかの意味で中間的だということになる。Cの病院（医療）とBの老人ホーム（介護）が重なり合う領域の施設は欧米でいうナーシング・ホームである。わが国の特別養護老人ホームもこれに近いものを意図してつくられたというが、医療機能は通常不十分であるといわれる。

図1 中間施設の概念



- D : a) ケア機能つきの集合住宅
サービス・ハウジング
(スウェーデン)
シュルタード・ハウジング
(イギリス, デンマーク)
- b) 在宅支援のディ・センター
- E : a) リハビリテーション・療養施設
- b) ヘルス・センターやナーシング・ホームによる短期入所, ディ・ケア・サービス, 在宅訪問看護等の在宅支援施設
- F : ナーシング・ホーム等
- G : a) 住宅的性格の強いナーシング・ホーム(デンマークの plejehjem)
- b) 重介護と医療機能をそなえるサービス・ハウジング(スウェーデン)
イギリスのベリィ・シュルタード・ハウジング

社会保障制度審議会が1985年の一月に発表した「老人福祉の在り方について」という建議では病院と老人ホームのそれぞれの

長所を持ちよった中間施設が必要だと述べているが、それは図1のFのナーシング・ホームを指しているかのような印象を受ける。しかし、従来からのスウェーデンのナーシング・ホームは既に古い型の施設とみられており、ノーマライゼーションの理念を、より強く織り込み、Fというよりも矢印のようにFからGの型の方向への動きがある。デンマークのナーシング・ホームの多くは住居的性格が強く、一人一室(夫婦の場合には広い一部屋の場合もある)の個室主義で家具の持ち込みも認められている。スウェーデンの従来型のナーシング・ホームは老人病院に近い感じで、一人一部屋ではなく自由に家具の持ち込みも認められていなかった。ところが近年になってローカル・ナーシング・ホームづくりがはじまった。

「ローカル・ナーシング・ホーム (lokala sjukhem) の目的は、患者あるいは居住者にできるかぎりノーマルな生活が送れる機会を与え、できるかぎり独立的、意味のある活動的な存在となるように支援し刺戟することとさるべきである¹⁾」といわれる。ローカル・ナーシング・ホーム(コミュニティ・ナーシング・ホームと英訳されることもある)は、一人一部屋主義で家具の持ち込み可で、居住地域に分散して小規模なものである。住居的性格が強いという意味で、従来型老人ホームを図1のFとすれば、ローカル・ナーシング・ホームは、Fから矢印のように動き、FよりもGに近いものになったというべきだろう。わが国の社会保障制度審議会のいう中間施設と、厚生省の中間施設懇談会のいう入所型中間施設は

図1のFを考えているようにとられるであろうが、わが国で今後、病院と老人ホームの中間のあるいは入所型の中間施設をつくとすれば、それは図1のFでなく、できるかぎりGに近いものにするをはっきりさせるべきであろう。北欧の中間施設がFからGへと矢印のように動いてきた歴史とその理由を認識すれば、わが国の場合もまずFをつくってやがてGに移行するというのではなくはじめからGの中間施設を目指すべきだろう。

わが国でこのG型の中間施設を実現するとすれば、①老人病院と有床診療所に介護機能を強化し、あわせて居住性をもできるかぎり考慮すること、②特別養護老人ホームの医療機能を充実させ、あわせて居住性を高めるとともに措置施設でなく一般施設にしていくこと、③全く新しく医療機能・介護機能・居住機能をもとにバランスよくそなえた施設をつくることの三つの道があることになる。スウェーデンの場合にも一方においてナーシング・ホームがより居住性、日常性の強いローカル・ナーシング・ホームの方向へ動き、FからGへと動いている。他方、基本的には住居であるサービス・ハウジングservice huset（図1のDに位置する）が介護機能を強化し、医療機能までそなえて図1のDからGへともう一つの矢印の方向へ動く場合もみられる。このようにG型の中間施設へは二つの方向からの移行があるのである。

（2）福祉サービス付き集合住宅と在宅支援型中間施設の発展

社会保障制度審議会は、前掲の建議の後半で安全通報システムをそなえ世話人の常駐するサービス・ハウジングあるいはシェルタード・ハウジングの必要性についても述べている。厚生省の中間施設懇談会の中間報告では、入所型の中間施設とは別に在宅（支援）型の中間施設について述べている。社会保障制度審議会がここでいっているサービス・ハウジングとシェルタード・ハウジングはスウェーデンのサービス・ハウジングとイギリスやデンマークのシェルタード・ハウジングを念頭に置いたものである。サービス・ハウジングもシェルタード・ハウジングも住居であり、これを中間施設と呼ぶと混乱を招くが、これに介護機能と医療機能まで付加され、しかも近隣の老人や障害者の介護サービスや配食サービスを行うディ・センターが併設されれば中間施設的性格を帯びる。図1のDのサービス・ハウジングが重介護と医療機能まで持つ場合には、むしろGである。つまりDからGへ移行した施設ということになる。ストックホルムには、サービス・ハウジングの二階に小規模医療施設と若干の病室を持ち、医師とナースが働いている医療部門を含む複合化したサービス・ハウジングが生れている。

図1のDとは別にEの施設もある。その一つは病院から在宅へ移る過程で入手するハーフウェイ施設的なリハビリテーションや療養の施設である。もう一つは丁度サービス・ハウジングが在宅介護支持のディ・センターを持つように、在宅療養支援の通所および訪問看護を行う地区ヘルス・サー

論文

ビス・センターやローカル・ナーシング・ホームのディ・ケア・サービス機能である。これらは図1のEの在宅支援型の中間施設ということになる。

厚生省の中間施設懇談会のいう在宅（支援）型の中間施設の概念はあまりはっきりしないが、図1のDの(b)とEの(b)を一緒にしたような施設をイメージしているように思われる。スウェーデンでは基本自治体のコミューンと市では通常地区にディ・センターとヘルス・センターがそれぞれ一つあり、互いに連携して在宅支援の介護サービスとヘルス・サービスを行うシステム化を進めている。地区ヘルス・センター機能を併設するローカル・ナーシング・ホームと、近隣のディ・サービス機能を持つサービス・ハウジングが同一敷地内に複合的に併存すれば、DとEの地域支援サービス機能は同一敷地内に存在するということにもなるが、厚生省の中間報告はこうした点について具体化するとまではしていない。要介護老人にたいして医療と福祉サービスを総合的に行うという観点からはそのような総合化された在宅支援型の中間複合施設は好ましいであろう。

(3) 中間施設の複合化の傾向

北欧の老人福祉施設はたしかに図1の三つの円の重なり合う中間的性格を持つ場合が多く、その意味で中間的施設が多いが、もう一つの特徴は既に示唆したようにいくつかの中間的施設を併設する複合施設が増えていることである。デンマークはシェルタード・ハウジング（スウェーデンでいう

サービス・ハウジングに近い）とナーシング・ホーム（plejehemあるいはフルケア・ハウジングとも呼ぶ）とディ・センターを併設した複合施設がスウェーデンよりも早くからつくられている。スウェーデンでもたとえばストックホルムのホルンシュール・サービス・ハウジングは、ディ・ホスピタル機能を持つローカル・ナーシング・ホーム、ディ・サービス機能も持つサービス・ハウジング、地区ヘルス・センターを併設している。北欧では老人ホームと病院の中間施設化の段階から、さらに進み中間施設の複合化ともいべき現象が生じているのである。

4. スウェーデンの要介護老人の居住形態

スウェーデンの高齢者（65歳以上）というと、老人ホームに入っている老人を想像しがちだが、表1にみるようにいわゆる老人ホーム入居者は65歳以上の人口の4.1%であり、しかも旧来型の老人ホーム入居者の比重を減らす方向の対策がとられている。

（1983年の資料 Yearbook of Nordic Statistics 1984から計算すると約3.9%となっている。）ノーマライゼーションの理念からすれば、「究極的目標は必要とされるあらゆるケアとサービス付きの自分自身の家で人生の最後まで生活することである²⁾」ということにある。

(1) サービス・ハウジングの特徴と傾向
しかし、実際には病気や介護の性格上在

表1 スウェーデンにおける65歳以上の老人の居住状態

	(人)	(%)
自 宅	1,219,700	89.5
老 人 ホ ー ム	55,300	4.1
サービス・ハウジング	24,500	1.8
長期介護施設 (ナーシング・ホーム)	45,700	3.4
精神病介護施設	15,200	1.1
民営の ナーシングホーム	1,600	0.1
合 計	1,362,000	100.0

Official Statistics of Sweden & Patient Inventory of the Union of County Councils, October 14, 1980, & estimates, Ebs Carl Rådemyr, Long-Term Care of the Elderly in Sweden, Socialstyrelsen, 1985 による。

宅ケアが困難な場合もあるし、孤独を嫌って集合住宅を好む老人もいるし、立地条件と、要介護の性格いかんでは在宅介護のほうがかえって費用がかかりすぎる場合等もある。そこで医療や介護のニーズの性格に対応できるような在宅ケア・システムと介護機能をそなえる集合住宅や施設が工夫され、つくられてきている。サービス・ハウジングは（サービス・ブロックと呼ばれることもある）このようなニーズに対応して生まれたものであり、1930年代に生れた年金生活者用アパートを発展させてつくられた集合住宅である。通常は自立生活ができるが一人暮らしの生活に不安のある老人や若干の介助を必要とする老人を対象としており、通常は、その地域の近隣の老人のためのディ・センターを付設している。

スウェーデンでは、1981年に421のサービス・ハウジングがあり、約23,000戸数が

あった。一つのサービス・ハウジング当りの平均戸数は55前後である。この頃にはサービス・ハウジングに住む65歳以上の高齢者の1.8%程度であった。しかし、1982年から86～87年にかけてさらに400のサービス・ハウジングが建てられることになっており、他方、旧来型の老人ホームは減少していくので、サービス・ハウジングに住む老人は現在では2%ほどになっているものと推定され、やがては旧来型の老人ホームに住む人口を上回ることが予想される。最近のサービス・ハウジングは、それ以前のものよりも若干小規模で、よりコミュニティ融合型が好ましいと考えられており、一アパート当りの戸数は少なく一サービス・ハウジング当り30～40人が最適規模とみられている。³⁾ただし既に述べたように近年のサービス・ハウジングは複合化しているので、建物全体をみると、それほど小規模化しているという印象はない。たとえばマルメ市のパークメラン（Parkmolan）というサービス・ハウジングは、戸数は老人用と障害者用をあわせて50戸ほどであるが、200戸以上のフラットを持つ一般のアパートの一部になっており、しかも一階は近隣の老人と障害者のディ・センターであり、地階は一般住民の地区コミュニティ・センターになっており、立派なレストラン兼コーヒー・ハウスをも持っているため全体としては大きな建物である。

サービス・ハウジングは基本的には住宅であり、入居者は家賃を払って入居するわけであり、各人の部屋も普通のアパートと同様である。（スウェーデンでは基礎年金

だけの受給者は公的住宅手当を支給されるので、現在の老齢年金受給者の約半数は公的住宅手当を受給し、家賃を補助されている。)一般アパートとの違いの一つは何らかの安全通報システムがそなえられていることである。近年のサービス・ハウジングの安全通報装置は次第に進んだ工夫されたものになってきており、施設内および部屋内の各所(トイレ、ベッド際等にも)に押しボタンがそなえられており、ペンダント式あるいはブレスレッド式の押しボタンをつけツーウェイ方式で警報の受信者と直接話せる方式(フラット内であれば、受信者がセンターと直接話ができる)も増えている。また安全通報装置はサービス・ハウジング内に住む人々のフラットにそなえられているだけでなく、サービス・ハウジングの近隣に住む老人や障害者のフラットや個人住宅にもそなえられ、サービス・ハウジングの安全通報システムと同一システムの一部になっている場合がある。安全通報を受信するところはサービス・ハウジング付設のディ・センターやヘルス・センターに置かれていて、常時、巡回したり待機しているホームヘルパーやナースに連絡して対処に行かせる。そのほかタクシー会社、消防署、安全警備会社に通報受信センターが置かれている場合もあるし、近隣の人や親戚につながっている場合もある。しかし、そうしたいずれの場合にも通報を受けて行動する上での最終責任を自治体は負っている。安全通報システムの設備費は自治体が負担するが、運営費に関しては公的補助があるが、利用者の自己負担もある。(ただ

し自己負担を課していない自治体もある。)

サービス・ハウジングやシェルタード・ハウジングのもう一つの特徴は、管理人あるいは世話人が常住して管理と世話をしており、ホームヘルパー、ナース、医師等との連携を保っていることである。イギリスのシェルタード・ハウジングは小規模なので、ワーデンという世話人が(一人または複数)住んでいて世話をしているが、スウェーデンのサービス・ハウジングは通常、複合化して全体としては規模も小さくないので、世話人というよりマネージャーあるいはスーパーバイザーともいうべき責任者がおり、施設の諸サービスのマネージメントをしている。ホームヘルパーはサービス・ハウジングに常時出入りしていたり巡回しており、連絡によって介護できる体制になっている。サービス・ハウジングは勿論、高齢者の安全、便利、利用し易さを配慮してつくられており、通常、近隣の高齢者や障害者のためのディ・センターと日本でいう老人福祉センター機能をもそなえているので入所型住宅であると同時に近隣のための在宅支援型施設でもある。

(2) ローカル・ナーシング・ホームの特徴

スウェーデンのナーシング・ホームはカテゴリーとしては病院であり、県が責任を持ち、費用も医療保障費用から支払われる。スウェーデンでは老人福祉サービスは基本自治体(スウェーデンでは基本自治体は3~5万人程度のコミューンと呼ばれる自治体になっている。)の責任であり本人負担以外の費用の大部分も基本自治体が税金で

負担する。他方、医療サービスは県の仕事になっており、少額の本人負担部分以外の費用も県（税金と社会保険料）から支払われる。したがってナーシング・ホームの費用は医療費として公費と社会保険会計によって支払われることになる。

しかし、先に述べたように、より最近のスウェーデンやデンマークでは一方で、サービス・ハウジングに医療機能を付加したより複合的なサービス・ハウジングがつくられており、他方で小型のナーシング・ホームを住居地に分散させ住居に近いものにするようとするローカル・ナーシングづくりの試みがある。さらにはサービス・ハウジン

グと病院を隣接させて廊下でつなげた施設（リディングのヘーグセトラ、図3参照）やサービス・ハウジングとナーシング・ホームとヘルス・センターを一つの建物内に持つ複合施設もつくられている。今回訪問したストックホルムのホルンステュール・サービス・ハウジング service huset Hornstullはそのような複合施設であり、図2に示すような構図になっている。サービス・ハウジングとナーシング・ホームの本体は六階建てで湖に面し、中庭には花壇の美しい庭園があり、庭園に面してレストランがある。この建物はアパートとオフィス・ビル街の中にあり、その地域の老人のサービス・センターも兼ねているし、レストランはその地域のすべての人々が利用できる。この建物に住む人と地域の老人は割引きした値段でレストランを利用できる。このナーシング・ホームはディホスピタルや短期入所の機能をむしろ重視している。その上に地区のヘルス・センターも併設されている。近くのリディング（Lidingö……リディンイエとリティンゲの中間のような発音）にあるヘーグセトラという複合施設は図3が示すように、サービス・ハウジングに病院

図2 ホルンステュール・サービスハウジング（ストックホルム）

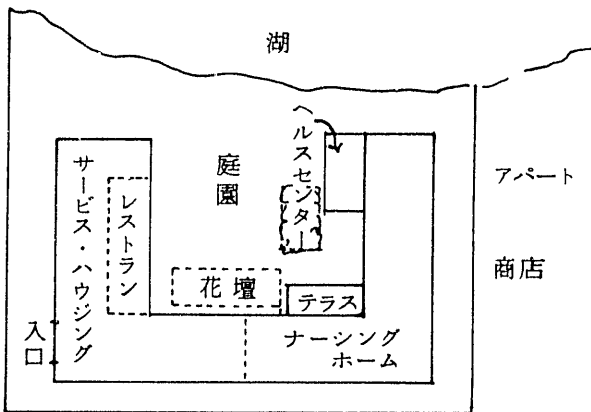
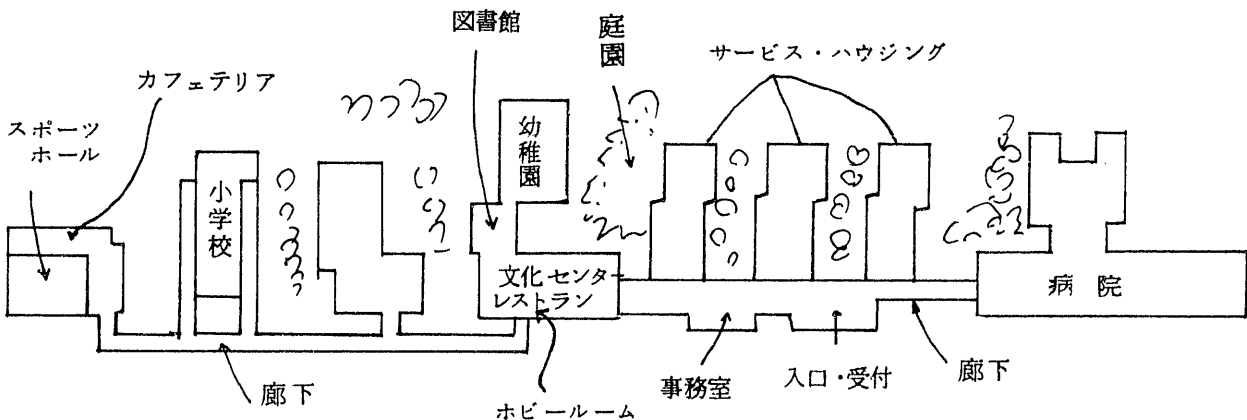


図3 ヘーグセトラ（Högsätra）、リディング（Lidingö）



論文

が廊下でつながっているだけでなく、小学校や幼稚園まで廊下でつながっていて、中間にある文化施設や食堂を共通に利用し老幼のふれあいを促すように工夫されている。スウェーデンではこのように老人住居と小学校や幼稚園を隣接させることが試みられており、たとえば最近つくられたストックホルム郊外のニュータウンKiskaの中心部の地下鉄駅広場前のサービス・ハウジングには一般用を兼ねた立派なレストラン兼コーヒーハウスがあり、道をまたいで小学校に廊下でつながっている。マルメ市の公園に面したパルクメーラン・サービスハウジングは、ノーマライゼーションとインテグレーションという理念をそのまま具現化したような建物であり、民営アパート一劃に数十戸の高齢者用および障害者用サービス・ハウジングが組み込まれている。一階には立派なレストランとコーヒーハウスを持つディ・センターがある。地下はその地区のコミュニティセンターになっていて、大小のホール、集会場、プール、ボーリング場、球技場などの施設を持っている。幼稚園もこの建物の一劃にある。勿論、安全通報システムがサービス・ハウジングのフラットと近隣の高齢者住宅にそなえられている。(スウェーデンの老人住宅、老人福祉サービスの具体的例については拙著『日本型福祉社会』NHKブックス1984年を参照されたい。)

デンマークでは住宅的な雰囲気でのナーシング・ホームづくりやナーシング・ホーム機能をそなえたシェルタード・ハウジング(スウェーデンでいうサービス・ハウジング)づくりという点ではむしろスウェーデ

ンより先行しているところがある。ナーシング・ホームでも一人一室で家具等の持ち込みや飾りつけがかなり自由にされている。既に述べたようにこの種の複合施設は図1のFではなくむしろGのような複合中間施設というべきである。今回筆者が訪れたコペンハーゲンのナーシング・ホームはディ・ケアと近隣の要介護老人へのディ・ケア配食サービスを行っており、入居者36人、ディ・ケア対象者18人、配食サービス対象者200人にサービスを行っている。このサービスを行っているスタッフにはパートが多いが(約70人)、パートは常用労働に換算すると、48.3人が働いているという計算になる。このナーシング・ホームは単身者の場合1人1部屋であり、家具の持ち込みは自由、シャワー、トイレ、小キッチン、戸棚付きなので、入所者の部屋の多くは病室という雰囲気ではなく、アパートあるいはマンションの1室といった感じであった。部屋の広さはトイレ、キッチンなどの部分を除き15㎡以上というデンマークの基準を満たしている。入所者1人当りの施設全体の床面積は65㎡であり、レストラン、ロビー、サロン、訓練室、浴室等がゆったりととってある。このナーシング・ホームの運営費(建築費別、介護・医療費を含む)は入所者1人当り年間約22万5,000デンマーク・クローナ(1クローナは20数円)とのことであるからシェルタード・ハウジングの運営費9万クローナに比べるとかなり高いことがわかる。1デンマーク・クローナを24円として計算すると、月当りの入所者1人当り運営費がナーシング・ホームの場合は、約45

万円、シェルタード・ハウジングは21万6,000円である。ナーシング・ホームの建築費は入所者1人当りで75万クローナ（約1,800万円）であったという。

ノーマライゼーションの理念に基づいてつくられるデンマークの近年のナーシング・ホームは、このように、①住居、②介護、③医療の機能を総合化した複合的中間施設であるが、入所者1人当りの運営費（ただし医療費分を含む）が日本の特別養護老人ホームの入所者1人当りの運営費（20万円前後、東京、横浜等の大都市で20数万円ただし医療費分は含まない）よりもかなり高いことが問題である。基礎年金と公的住宅手当が発達しているスウェーデンとデンマークでは、自己負担の比率は日本よりもかなり高い。

わが国における中間施設論の背景には、ノーマライゼーションの理念と同時に介護・医療費用を病院に入院している場合に比べて少くしようとの意図があるが、この二つの考えを同時に実現するためには相当の工夫が必要であると思われる。

5. わが国の中間複合施設への示唆

以上のようにスウェーデンでもデンマークでも、老人福祉サービスはノーマライゼーションと総合システム化の方向に動いており、要介護老人のための福祉施設は、医療機能と福祉サービス（介護）機能をそなえ、しかも住居性をあわせもつ中間複合施設とも呼べるものが増加しており、従来型の老人ホームと従来型のナーシング・ホームは

次第にこうした中間複合施設にとって代われつつある。この場合、わが国での中間施設づくりの示唆として注意すべきことがいくつかある。第1に病院（医療）と福祉（介護）の中間複合施設化への動きと同時にノーマライゼーションの理念に基く、居住性・近隣性など重視の動きが重なり、図1のF型の中間施設というよりもG型の方向への動きといえることである。

第2に、スウェーデンやデンマークでは既に図1のBとCのF型のナーシング・ホームとAとBの中間のサービス・ハウジングやシェルタード・ハウジングは数多く存在するので、中間複合化の新しい動きとして注目されるのは、1つにはFからGへの動き（従来型のナーシング・ホームのノーマライゼーション）であり、もう1つはDからGへの動き（サービス・ハウジングに重介護・医療機能を付加）とであり、図1の矢印に示すように2つの動きがあるということである。

第3にわが国の厚生省の中間施設懇談会は入所型の中間施設と在宅支援型の中間施設という二つの型の中間施設について述べているが、北欧では、入所型のローカライズされ、ノーマライズされたナーシング・ホームとサービス・ハウジングがともに在宅支援機能をあわせ持つ複合施設化する傾向があることである。これはまだD、E型およびF型の中間領域の施設が既に発達した北欧とわが国のようにそのような中間施設もわずかしか存在していない国との福祉施設の発展段階の違いによるものといえよう。概念整理のために中間施設を入所型と

在宅支援型に分けるのはよいが、実際に入所型をつくる場合には、在宅支援機能を兼ねることが望ましいであろう。

第4に北欧の中間型複合施設は福祉（介護）機能と医療機能をあわせ持つ複合化された施設の場合にも、ノーマライゼーションの理念に基づき普通の住居の性格をできる限り持たせる努力がみられることである。ノーマライゼーション、総合システム化、自己決定という北欧型福祉施設の目指す方向は同時にわが国でも将来検討していくべき方向であろうが、そうした方向に沿う福祉施設の特徴を、従来型の老人福祉施設の特徴といくぶん対照的に示すと、表2のようになるであろう。

最後に、福祉（介護）機能、医療機能を持つ上にノーマライゼーションと自己決定

の原則に基づいてつくられ、運営される老人福祉施設を北欧のような型で実現し、運営していくとなると、相当の費用を要するので公的な医療保障と老人福祉サービスの総費用の膨張を抑制するという中間施設論のもう一つの意図に必ずしも沿わないということになる。それゆえわが国で中間複合施設をつくっていく場合には、北欧のようにその供給と自己負担分以外の費用のほとんどすべてを公的に依拠するのではなく、民間部門供給の中間複合施設を活用したり、インフォーマル部門（家族・近隣・ボランティア団体等）との有機的連携によって、また発達しつつある情報システムと人的な連携システムを有効に活用することによって、公的費用負担の安易な膨張を抑制することも大切であろう。

表2 老人福祉施設 — 従来型とこれから必要な型 —

項目	従来型	これからの老人福祉施設	改革上の問題点, 改革方法
1. 基本理念	① 選別的, 生活保護的 ② 隔離主義的 ③ 縦割り	① 普遍主義 ② ノーマライゼーション ③ 総合システム化 ④ 福祉供給ミックス	縦割り行政, 集権性の改革が必要
2. 立地	① 居住地から離れた立地が多い。居住地以外への入所が多い。 ② 需要人口に応じ	① 居住地・近隣に立地, 他の公営施設などに併設も ② 需要人口に応じた施設配置 ③ 立体化して効率的に土地利用	福祉圏≒医療圏の設定による適正措置必要
3. 施設の性格	① 大規模(特養50人以上) ② 単一機能施設が多い ③ 収容施設的	① 1機能としては小規模 ② 多機能・複合施設 ③ 利用施設化	50人以上という基準を廃止, 多機能・複合施設を助成するように基準と補助方式を改める。
4. 入所者の処遇	① 被措置収容者としての扱い ② プライバシー軽視 ③ 本人の自由意志・選択軽視	① 利用者または契約者として ② プライバシー尊重 ③ 本人の自由意志・選択尊重	施設不足への対応の必要 Stigma に代る選択方式の必要
5. 地域・近隣との関係	① 近隣から隔離的 ② 閉された施設 ③ 地元住民ボランティアの参加少い ④ 地元住民の施設運営理事会や運営委員会への参加少い	① 近隣との融合(地域の利用施設としての性格) ② 開かれた施設 ③ 地元住民ボランティアの参加活発 ④ 地元住民の施設運営理事会や運営委員会への参加多い	この立地を改める。 ボランティア組織化へのインセンティブと便宜を与える。 地元住民理事会が運営委員会への参加を促す
6. 関連サービスとの関係	① 縦割りで関連サービスとの連携少い(供給面) ② サービスの窓口がはっきりしない, 利用者に不便, 情報不備利用しにくい	① 地域レベルで関連サービス(医療・保健等)との連携と総合システム化が行われる ② 窓口を一本化, 情報のシステム化が行われる。総合的観点から利用者にとって適切なサービスが利用し易くなる。	地域レベルで総合システム化の委員会, 連携網をつくる。中心となるオーガナイザー, チーフをつくる。 Clientにたいするケースマネジメントによる責任体制の確立

1) Karin Lidmar Reinius, *The Elderly and their Environment - Research in Sweden* -, Swedish Council for Building Research, Stockholm, 1984, P. 84.

2) スウェーデンの社会庁の資料
Carl Rådemyr, *Long-term Care of the Elderly*, Socialstylsen, 1985 による。

論文

項目	従来型	これからの老人福祉施設	改革上の問題点, 改革方法
7. 施設運営の方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政の関与細かく硬直的 ② 官庁の上からの監視 ③ 理事会の機能, 形式的になりがち ④ 施設管理者への減点評価的な評価方式 ⑤ コスト意識乏しい運営 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自由で弾力的に運営できる部分を拡大 ② 地元民, 利用者, 関係者, 従業員等の参加による内部での監視システムと情報(経営内容等)の公開により, 自発的監視機能を持つ ③ 理事会の機能実質化 ④ 管理者と従業員に人間的かつ効率的な運営を促すようなシステム ⑤ コスト意識を生かして効率的運営を促す 	<p>決定権の分権化の必要 長期的には決定権も財源も分権化して, 中央官庁からの監視は殆んど必要としないようにする。 監視機能を新しいタイプのものに変え, 弾力的, 効率的運営, 立地等を促す</p>
8. 施設の従業員	<ul style="list-style-type: none"> ① パートやボランティアの活用不十分 ② 人材養成, 教育研修不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ① パートやボランティアの有効活用, 食事, お茶, 給食(施設内および近隣配食), 移送サービスに有効活用 	<p>パート雇用をしやすくする 身近な開かれた施設にし, 運営にも地元民を参加させ地元民の関心と参加意欲を高める。 ボランティアのサービスの継続性を維持できるようにボランティアの組織をつくる。</p>
9. サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 入所者以外へのサービスは少い ② 日常生活との乖離大 	<ul style="list-style-type: none"> ① 入所者以外の地元の老人へのサービス機能をもあわせ持つ ② 日常生活をし易いサービスをそなえる食事時間, 等 	<p>先の5の施策が必要 多機能化すると同時にパート, ボランティアを生かして, 日常生活に近づけるサービスを行う。</p>
10. 施設の設立と運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> ① 公的, 社会福祉法人, 財団法人, 企業等 	<ul style="list-style-type: none"> ① より多様で中間的(たとえば公設民営, 第3セクター等)運営も含む 	<p>法改正と弾力的運用のための改正が必要</p>
11. 費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の費用負担比小 ② 医療費部分は社会保険と公費 ③ 中央官庁の費用負担大 	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の費用負担費増加(利用施設としての性格強くなる) ② 重介護費用も社会保険医療に準じた扱い ③ 中央官庁の費用負担比減少 	<p>基礎年金, 住宅手当等が不備なので, この点を配慮しつつ費用負担方式を変えていく。 財源調達等基本的面での分権化をとともに進める必要がある</p>

3) K.L. Reinius, op. cit.

英国社会保障における最近の動向と課題

Robert Pinker, "Recent Trends and Current Issues in British Social Security"

ロバート・ピンカー

岡田 藤太郎監修, 福岡社会保育
短期大学・社会福祉研究会訳

1 英国社会保障の構造

本稿で私が用いる英語の専門語は、日本語の訳と必ずしも同じ意味を持たないであろう。「ソーシャルワーク」(social work)という言葉は日本語でもほぼ同じ意味と思う。「社会福祉」(social welfare)は英国では非常に一般的な意味で用いられる。それは特定のサービスや特定の政府部局を指すものではない。「社会福祉」とは社会政策および経済政策の目標であり、一般的な福祉(well-being)の状態を意味する。「社会政策・運営論」(social policy and administration)とは公的(statutory)、民間(voluntary)、私的(private)など、社会サービスの全ての局面をカバーする学問的研究の領域を表わす言葉である。

「社会保障」(social security)とは、中央政府によって費用が支出され運営される、所得維持サービスの全範囲を指して用いられる。それは「社会福祉」と同じものとしては用いられない。社会保障ないし所得維持のサービスの主要なものには、第一

に、拠出と給付に基づく社会保険と老齢年金を通して供給されるものがある。第2に、税金によって賄われ、ニードの証明とミーンズ・テストによって供給される、補足給付(supplementally benefits)がある。第3に家族支持(family support)の諸サービスがあり、これは税金によって賄われ、ニードの証明すなわち被扶養児童を抱えているということによって与えられる。家族支持には2つの主要なタイプがある。普遍的サービスである児童給付(child benefit)と、ミーンズ・テスト付で、低所得家族に限られている家族所得補足(family income supplement)である。第4に、住宅給付(housing benefit)がある。これはミーンズ・テスト付であるが、地方政府によって運営され、中央政府によって支払われるものである。

英国では、そのスティグマを付与する含みから、公的扶助(public assistance)という言葉は用いられず、補足給付を表わすには社会扶助(social assistance)という言葉が多く用いられる。

論 文

英国社会保障の根本的かつ包括的な見直しが行われて以来、40年以上が経過した。当時、1942年のベヴァリッジ報告¹⁾は、所得の中断や喪失、家族員数に見合う所得を得られないことが貧困の主な原因であると判断した。1945年から1948年の戦後の立法は、ベヴァリッジの提言に主として基づいていた。新しい制度は、普遍的均一給付と労働者、雇用主と国家の三者からの拠出による保険原理を柱とする中央集権化された制度であった。当初から、この制度は完全な普遍性を欠いていた。なぜならば、保険原理による権利の付与は、常にいくらかの人々が、老齢や障害などのために、事実上、排除されるということをし、意味したからである。さらに、戦後初の労働党政府は、できる限り適用範囲を拡大するために給付を大変低く設定しなければならなかった。また、制度の全額受給者として、全労働生涯にわたり拠出金を支払っていない高齢労働者をも含めなければならなかった。

普遍的であるべきサービスを吟味するにあたり、その適用人口だけでなく給付のレベルを考えることも重要である。社会保障の場合、権利としての給付のレベルは、ミーンズ・テストを伴った公的な制度つまり補足給付という選別的制度、もしくは私的企業保険の補足なしには、生存を確保するうえで、決して十分ではなかった。しかしながら、強調すべき点は、もしミーンズ・テストがニードの存在を示すのであれば、補足給付制度の諸給付は、法的な権利であるということである。社会保障の拠出と給付は、現在は所得比例となっている。被雇用

者は累進部分を雇用主の企業保険へ加入してもよいという制度があり、この企業保険は少なくとも、国の制度と同額の給付を支払わねばならないということになっている。給付率は、長期と短期では異なっている。退職年金は、男性の場合は65才、女性の場合は60才から支払われる²⁾。

補足給付制度全体は、1966年に再編されたが、1981年には、受給資格についての規則や、分類の明確な定義を重視し、かつ、裁量権の行使を最小限にとどめるために、制度の手続きが改正された³⁾。

保険給付と補足給付とに加えて、児童給付(child benefit)があり、これは普遍的に適用される。特別な家族所得補足(family income supplement—FIS)もあり、これは、補足給付と異なり、世帯主が働いている低所得世帯に支給される。さらに、国や地方自治体による選別的な制度も各種あり、これらのうちのいくつかは、補足給付の受給者、あるいは、家族所得補足の受給者に自動的に支給される。これらのサービスには無料のミルクおよび食料、無料の処方箋、眼科および歯科の治療、住宅給付(housing benefits)、ならびに障害者への特別な現金現物扶助を受ける資格が含まれている。

住宅給付は、厳密には、社会保障制度の一部ではないが、低所得世帯に対して非常に重要な所得援助である。住宅給付は、1982年から83年に改正され、選別的にミーンズ・テストを伴って、家賃と地方税への援助を提供している。費用は、中央政府の負担であるが、制度は地方自治体によって運営されている。

したがって、英国の社会保障は、すべての人々に対して権利として提供される最低基準をもつ幅広い普遍主義的な制度である。しかし、この権利は、普遍主義的と選別主義的サービスとの混合から生じるいろいろな基準に掛かっている。

さまざまな理由により、英国の社会保障の包括的な改革が待たれているという全体の合意がある。第一に、基本的な構造つまり拠出と給付が均一で普遍的な制度は変わっていないが、新しいサービスや制度が、付加されてきている。それには、付加的な所得比例給付、家族所得補足、新しい児童給付や住宅給付、病人や障害者のための新しい給付が含まれる。この他に、もちろん、低所得の諸グループのための補足給付の認めざるをえない増加がある。また注目すべきは、企業年金の成長であり、今や、年金受給者の全体の所得のほぼ25%を占めているが、1951年には6分の1以下であった。⁴⁾

最も重要なことは、新しい年金制度が(1975年の法律に基いて)1978年に導入されたことである。これによれば、在職期間のうちで最もよい20年間を基礎として、よりよい所得比例年金が支給されるであろう。そして企業年金への部分的加入を望む労働者にはそれも可能である。この新しい制度は、基礎年金と所得比例補足部分(SERP S-所得比例国家制度 state earning related pension schemeとして知られている)とから成り立っている。

1978年以後に退職した新制度の加入者は、すでに年金を受けとっている。そして、1998年以降の拠出者は、最もよい20年間の所

得に基づき、上限下限以内にある再評価された平均所得の4分の1に等しい付加年金を受け取ることになる。⁵⁾もともとこの制度の諸規定が設けられたときは、2.5%という失業率と年3%の実質所得の伸びという推測に基づいていた。英国政府は、この制度の将来の費用について大変心配してきた。なぜなら、予測していたよりも失業率が高く、成長率が低いというだけでなく、費用は、賦課方式で調達されなければならないためである。年金「基金」はなく、最近の社会保障の見直しで「費用は、すべて、その時代の拠出者と納税者によって負担されるであろう。基金は蓄積されておらず、あるのは負債のみである。」と指摘されている。⁶⁾

「所得比例国家年金制度」(SERP S)の将来の費用は、社会保障サービスの今後の英国政府の計画において、主たる関心事となっている。しかしながら、この関心は政府が2年前に全体の構成の見直しを決定したことの唯一の理由ではない。その見直しの結果が『社会保障の改革』(Reform of Social Security)と名づけられた報告であり、「英国の社会保障制度は方向を見失った⁷⁾」という主張で始まっている。過去40年間に、代々の政府は新しい立法によって、変化してゆくニードと高まる社会的期待に応えようとしてきた。この『グリーン・ペーパー』(Green Paper)によると、その結果は、もはや真のニードに効果的に対応できず、経済的目的とも一致せず、運営するにはあまりに複雑で困難で、そして高くつく制度になったのである。⁸⁾

2 変化しつつある社会的ニード

「真」のニードが何であるかは、もちろん大いに論議のあるテーマである。もし、貧困が絶対的な基準によって測定されるのなら、貧困は概ねなくなった。英国においては、『グリーン・ペーパー』も認めているように、「貧困についての一般的に合意している基準はない」⁹⁾。社会保障制度の供給水準は一般的な生活水準の変化に合わせるべきだという考えは、今では広く受け入れられている。1982年の『家計調査』の結果を用いて、『グリーン・ペーパー』は、世帯の規模と構成を標準化した後、最下位の20%における世帯を基本としている。これらの世帯の相対的な位置は、1971年と1982年ではほとんど変わっていない。

1982年に、子供がなく、妻が働いていない常勤の男性肉体労働者の平均の粗所得、98ポンド(38,700円)に対し、この最低5分位階層の子供のいない夫婦世帯の純所得は、1週間71ポンド(28,000円)であった。同年、補足給付を受けている子供のいない夫婦は、普通レートの場合で53ポンド(20,900円)の純所得(住宅給付を含む)、もしくは、長期レートの場合では1週間につき62ポンド(24,500円)を受け取っている。1982年の子供のいる夫婦の平均純所得は169ポンド(66,800円)であった。(1983年4月現在、1ポンド395円の概算)

それにもかかわらず、過去10年の間に最低五分位階層の構成には大きな変化があった。この最も低所得の第5分位階層における年金受給者の割合は50%から25%に半減

表1 第5分位所得階層の世帯と雇用状況のタイプの変化 (英連合王国)

世帯と世帯主の就労状況	1971年		1982年	
	%	百万人	%	百万人
年金受給者	52	3.6	27	2.2
生産年齢単身者	11	} 1.0	6	} 1.8
失業	9		28	
単親家族	1	} 0.9	1	} 1.1
世帯主就労 " 失業	5		6	
子供のいない生産年齢夫婦	3	} 0.7	2	} 0.9
世帯主就労 " 失業	4		6	
子供のいる生産年齢夫婦	12	} 4.0	12	} 5.4
世帯主就労 " 失業	5		12	
総計 (%)	100		100	
(百万)		10.2		11.4

出所: 『Reform of Social Security : Background Paper』
第3巻 HMSO 1985年 10ページ

した。その一方で、単身の貧困者や幼い子供をかかえた家族の割合が急増している。貧困な高齢者の減少は、全高齢者数の減少の結果ではない。基礎年金の実質価値がよくなっているのである。企業年金を受けている高齢者の数は増えている。今や退職者の50%以上が持家に住んでいる。現在では、大変貧しい高齢者の多数は、大変高齢であるか、女性であるか、配偶者に先立たれたか、または独身者である。¹⁰⁾

現在では最も貧しい第5分位の大部分は、雇用されていない生産年齢の人々である。英国のすべての家族のうち8世帯に1世帯は今や単親家族であり、これらの世帯の大部分は、補足給付を受けている。今日、英国における貧困の唯一最も重要な原因は失業であり、最も緊急な問題は、扶養児童のいる貧しい家族の問題であり、家族の人数が多いほど深刻化している。¹¹⁾「扶養児童をかかえている家族は今や全低所得者の半数

以上を占めている。¹²⁾」それにもかかわらず、社会保障予算のほぼ50%は今なお高齢者のために使われている。表1は、1971年と1982年のあいだに起こった変化の性質と程度を示している。

3 費用、複雑さ、及び効果 についての諸問題

社会保障に対する支出は、すべての英国の公共支出のうち30%を占め、単独では最大の支出項目となっており、未だに増え続けている。おおよそ3家族のうち2家族は、社会保障から何らかの収入を得ている。費用の半分は、税金(49.2%)によって、賄われ、その残りは、雇用主からの拠出(25.3%)と被雇用者からの拠出(24.3%)によって賄われ、それらはほぼ同じ割合である。これらの費用は、次の40年以上にわたって、確実に伸びていくと予測されている。高齢者の数は現在の930万人から、2035年には1032万人へと増加の見込である。年金受給者に対する拠出者の割合は、現在では年金受給者1人に対して拠出者は2.3人であるが、2035年には年金受給者1人に対して、拠出者は1.6人と悪化する見込である。『グリーン・ペーパー』の予測では、6%の失業率(今日では13%であるが)と一家族の子供の数の平均を2.1人(現在では1.7人だが)という仮定を基礎にしている。『グリーン・ペーパー』は、政府保険数理監(the Government Actuary)の計算に基づいて、「もし、基礎年金を物価に連動させるならば、その費用は現在は150億ポ

ンドであるが、2033/4年には、220億ポンドになるであろう。もし、基礎年金をベースアップに連動させるならば、2033/4年には435億ポンドになるであろう。そしてもちろん、付加部分であるSERPSの存在がこの費用にさらに230億ポンドを付け加えるということを意味している。¹³⁾同じ時期において、保健と福祉サービスへの需要と増加が、とくに高齢者数の予想される増加と関連して、考慮されなければならない。所得比例国家年金の将来の費用に付け加えて、もう一つの大きな財政的関心は、失業手当の費用の上昇である。

増加する費用についてのこのような問題は、決して高齢者についてのみではないが、このこと以外にも複雑さと効果の問題がある。補足給付制度は、今だに大変複雑であり、現在は430万以上の申請者に対して援助を行っている。補足給付はいろいろなニードをカバーしている。1980年から81年の改革にもかかわらず、特殊なニードへの付加的な給付数は、再び増え始めている。16,000以上ものパラグラフにわたる規定が、大部の2巻の本になっており、運営するためには38,000人のスタッフを必要としている。

しかし、英国社会保障の複雑さと変則さ(anomalies)は、補足給付以外の社会保障制度に関しても同様である。社会保障と税制との関係には、今だに深刻な矛盾がある。なぜならば、「所得比例給付に対する家族の受給資格は、税金を支払う義務とは別に査定するからである。¹⁴⁾」近年の予算で、政府はまた、裕福な人々に影響する高い直接税を削減する一方、いろいろの間接税の

レベルを引き上げている。社会保障では国民保険の拠出率を引き上げ、そしてぎりぎりの削減やインフレに対する不十分な配慮のために、児童給付 (child benefit) とともに、社会保障給付の実質価値を低下させてきた。税金の全般的な増額を、一番強く感じているのは、最も貧しい家族である。

これらの動向の全貌は、ミーンズ・テストを伴った給付の急増と関連して考えてみると、最もよく見えてくる。最も貧困な家族の多くは、貧困あるいは失業のわな (trap) にはまってしまっている。なぜならば、彼らは所得を増やそうとしても、その意欲を非常に大きく挫かれるのである。彼らがこのようなわなにはまるのは、我が国の普遍的及び選別的なミーンズ・テスト付給付という社会保障制度と、課税及び保険拠出制度との間に一貫性が欠けているからである。

要するに、政府は現在のニードに応えられるような、より効果的な制度をつくることを望んで制度全体の改革を決定したのである。政府はまた、社会支出の削減が可能などころでは、それを削減することと、私的保険制度の成長を奨励することによって、経済政策とより一貫性を持った制度をつくることに熱心である。長期的な面についての最大の関心事は、退職年金の費用の予期される将来の増加であり、短期的な面での緊急の関心事は、失業者に対して労働への刺激に欠けることである。政府は、現在の社会保障制度が、失業者に仕事を探す気をなくさせ、「雇用創出を妨げる壁」と、職業間での移動を妨げる壁をつくっていると

確信している。¹⁵⁾ 政府は、また、より簡素化された、より内的一貫性のある制度を望んでいる。

4 改革への提案

社会保障の見直しは、公的支出と課税とを削減し、私的福祉部門の役割の増大に傾倒している政府によって行われてきた。当初より、はっきりとしていたのは、どのような変更も、費用が増えないという条件のもとでなされなければならないということであった。その見直しが行われていたころ、大蔵大臣は、中央政府のすべての支出部門と地方自治体に対して、予算の削減を要求していた。大臣は、今でも、政府支出について20億ポンドから40億ポンドの額の節約を考えている。それなしには、減税は、不可能なのである。

社会サービス担当大臣 (社会保障相) であるファウラー氏 (Mr. Fowler) が、その見直しを利用して、社会サービスの予算を直ぐに削減せよという大臣からの圧力を押さえようとした、ということが、広く信じられている。もし、このことが事実であるならば、次のことの理解が容易になる。その見直しが発表される際に、新しいレートについて、また、その改革が個人や家族に対してどういふ影響を与えるかについての例示がすこしもなかった。その段階的レートは、9月まで発表されない。検討をおこなった委員たちが、それを準備しなかったと信じることは出来ない。そして、流布している有力な噂によれば、新しい段階的レ-

トが準備され、もとの報告書では言及してあったけれども、土壇場で引っ込められたということである。すべての証拠から判断すれば、あるいは、むしろ、証拠が無いということから判断すれば、大蔵大臣と社会保障相は、この問題について依然討議しているものと思われる。

それでは、何が、変革のための主な提案なのであろうか。第一に、政府は所得比例国家年金制度（SERPS）の廃止を考えており、その理由として、将来の費用が莫大になることと、現在の形の制度では、企業年金がさらに発達することを妨げるということあげている。国民保険基礎年金制度は、変更なしに存続する。これらの提言に一貫しているのは、「国家的方策と個人的方策の双方に重要な役割を果たさせようとする社会保障の考え方」であるが、この考え方は、個人の選択や、私的市場に一層大きい機会を与えている。¹⁶⁾

SERPSに基づいた現存のすべての義務と資格付与は履行され、45歳以上の女性及び50歳以上の男性に対しては変更はない。女性の35歳から44歳までおよび男性の40歳から49歳までの中年層の場合、SERPSは3年間に段階的に廃止されるが、現存の資格付与は履行されるとともに、さらに何年か、資格付与が続けられる。35歳未満の女性および40歳未満の男性の場合は、自分自身の付加年金の備えを、企業年金制度あるいは、個人的年金制度に加入することによって行わなければならない。彼らの国民保険の拠出率（保険料率）は、切り下げられるが、私的保険のために、最小限4パー

セントの保険料を支払わなければならない。

この段階では、これらの変革がどのような結果をもたらす可能性があるかを評価するのは難しい。「財政研究所」の試算によれば、1987年に20歳となる若い労働者が受け取ることになる年金はSERPSでは、1985年の物価水準でみて4,730ポンド（15,13,600円）となった。それに対し、今度の制度では彼は350ポンド（112,000円）しか受け取らないのであり、また賃金の少なくとも4パーセントを私的な制度に、その差を補うために支払わなければならない。40歳の労働者はSERPSのもとでは、3,240ポンド（1,036,800円）を受け取るはずであったが、今度は、1,680ポンド（537,600円）を受け取ることになる。また、同じく「財政研究所」の試算では、サラリーの4パーセントの私的年金への投資が、SERPSの無くなることによっておこる差を埋め合わせるとしても、寡婦年金を給付する「連動養老年金」（joint survivor indexed annuity）に加入することは、SERPSの制度のもとにあった場合と比較すればずっと高くつくことになる。¹⁷⁾

第二に、より大きい効果と簡易性をねらって、補足給付制度は、所得支持（income support）、社会基金（social fund）と呼ばれる二つの新しい給付に置き換えられる。所得支持は、年齢、家族の責務、限られた数の特殊なニード・グループ（長期の疾病あるいは障害、および単親）などの点を考慮した週単位の段階的レートに基づく、単純化された制度となる。暖房、洗濯、食事の支払のための現在の付加的な制度は廃止

されて、単一の段階的レートに移され、退職者に対しては資格付与の高いスケールが、25歳以下の人々に対しては——単親でないかぎり——低いスケールが設定される。住宅ローン（mortgage）の償還の利子負担を楽にするため、現在の債務を減少させる可能性を探るための議論が始められるであろう。現在のところ、補足給付の申請者は、3,000ポンド（96万円）までの資産を保持することが許されているが、将来は、6,000ポンド（192万円）までは、査定の対象から外されるであろう。ただし、3,000ポンドから6,000ポンドの間の資産による所得については、スライド制のスケールができるであろう。

個人的ニードと境遇が例外的な人々は、全く裁量的な原則のもとで運営される社会基金の対象になる。現在、このような特殊なニードや緊急を要する事態に対しては、単一給付（single payment）と緊急ニード給付（urgent needs payment）という補足給付が対応している。『グリーン・ペーパー』は、この社会基金は年々の予算によって賄われるとしているが、もし、申請者数が予想よりも多ければ、どうなるかについては明らかでない。

しかし、非常に明確になったことは、社会基金の活動がソーシャルワーカーの職務にとってたいへんに重要な意味合いをもつことになるということである。英国では、ソーシャルワーカーは、経済的に困っている個人や家族に対して現金を給付するという援助はおこなっていない。例外は、そのような援助なしにはその家族は崩壊し子供

が保護されなければならないという危険が存在する場合だけである。『グリーン・ペーパー』によれば、DHS Sのソーシャルワーカーでない職員が、「特別な訓練を受けて、個人のニードを査定し、家計の問題について手助けし、また、特別な困難に直面し社会基金に助けを求めなければならないもっと脆弱な集団を援助する¹⁸⁾」のである。

現在の制度の下においても、補足給付に関して既にこのような種類の仕事をおこなっている特殊ケース担当者がいる。しかし、厳しい経済的な危機状態あるいは、長期の慢性的な家計上の問題に悩まされている家族を主に相手にして仕事をしている特殊ケース担当者に現在委ねられている数よりも、もっと多くのケースが社会基金に任される可能性がある。しかし、新しい制度は、社会基金担当者に、広範囲のコミュニティ・ケア・ニードに対して責任を負わせることになる。それには、人々が収容保護をやめる、あるいは、避けることを援助すること、特殊な妊産婦費用を査定すること、「妥当な」葬儀費用を援助することが含まれる。これらの給付は、通常は、回収不可能であろうが、いくつかの場合については返済が期待されている。

社会基金担当官とソーシャルワーカーの役割と職務が重なり合うということ、『グリーン・ペーパー』は認めている。例えば、「しばしば緊張（ストレス）を経験している申請者を相手にする際に必要なアプローチは、ソーシャルワーカーあるいは、保健ケア・スタッフなどの専門職に期待されるものと著しく似ている」ということに

『グリーン・ペーパー』は注目しており、さらに、次のようにも述べている。「各々の責任の境界が何処にあるかということについて、積年の緊張と困難が存在している。そして全く満足のいく均衡（バランス）が確立されたとは、私たちは信じていない。」したがって、社会基金担当官、ソーシャルワーカー、およびその他の専門職間の機関相互の共同の新しい図式は、「金銭給付とケアのバランスのうまくとれたミックス」が成り立つよう案出されなければならないのである。¹⁹⁾

しかしながら、社会基金を扱う新しい専門担当者が、「面接、カウンセリング、他の資源の可能な援助の知識」のような関連するソーシャルワーク技能について訓練されなければならないことは疑いが無い。なぜなら、『グリーン・ペーパー』が、続けて指摘しているように、「ケースワーク、他の団体との連絡、申請者との話し合いに、一層基づいて物事が決められるようになる²⁰⁾」のである。この新しい訓練の態勢は、申請者の権利と処遇とに重大な関係をもつことになる。というのは、決定に対する提訴に関する現在のシステムが、段階的に廃止されることになると思われるからである。すべての再審査は、将来は地方レベルの「管理」(management)によって処理され、クライアントの権利を守る第一線は、社会基金担当者の側の「専門職的なアプローチ²¹⁾」ということになるであろう。

ソーシャルワーカーの役割や職務は、「一般専門主義」(genericism)の影響のもとに、また、ごく最近においては、「パー

²²⁾クレア多数派報告」の勧告の影響のもとに、ここ数年、今や着実に拡大してきた。ソーシャルワーカーの職務を拡大させるこのような圧力にもかかわらず、一般的には、金銭的援助の提供にソーシャルワーカーを係わらせようとするまでにはいたらなかった。英国のソーシャルワーカーは、自分たちの役割を、代弁者(advocacy)と、社会保障サービスに対してクライアントの要求(権利)を推進することとに限定する方を選んできた。『グリーン・ペーパー』の提言によって、ソーシャルワークの技能も加え、社会保障制度のなかでの責任も持つ新しい種類の担当者が、結果的につくりだされることになるであろう。この新しい担当者は、専門職ソーシャルワーカーよりも幾分かは範囲が広い一般専門的な(generic)コミュニティ・ソーシャルワーカーの委任事項を持つことになる。というのは、カウンセリングだけでなく金銭的援助についても責任を負うからである。

これらの変革が、非常に厳しい経済的な問題をかかえている申請者の福祉に、どのような影響を与えるかを予測するのは、大変に難しい。専門職ソーシャルワーカーは、金銭の給付に直接的に関係することを望まない。また政府が彼らを(そのことに)関係させるということはほとんど考えられない。同時にコミュニティ・ケアの供給において、金銭的援助と、他の種々の物質的援助とを明確に区別することは、しばしば不可能なことである。多くのことが、新しい連絡制度がどの程度効果があるかということにかかっている。特に法定のソーシャル

ワーカーの権力の行使が必要とされる可能性がある場合や、あるいは、ひとりの人の収容保護が認められたり、それから出されたりする上で、十分な経済的な援助の提供が重大な関係がある場合において当てはまる。

『グリーン・ペーパー』の3番目の主要な提案は、子供のいる家族に対する新しい給付のシステムに関係するものである。普遍的な児童給付(child benefit)は存続するが、家族所得補足(family income supplement)は廃止され、新しい家族クレジット(family credit)制度に置き換えられる。家族クレジット給付(family credit payments)は、13週間の純所得のテストに基づき、雇い主によって賃金とともに支払われる。所得のテストは新しい、所得支持(income support)と住宅給付(housing benefit)の制度で用いられるものと同じものであるが、ひとつの主要な違いは、もとの家族所得補足の特徴であった、無料の学校給食と福祉食料に対する自動的な受給権が廃止されることであろう。

政府が意図していることは、家族クレジット制度が「その家族が、働いているときのほうが失業しているときよりも一層貧しい²³⁾ということにならない」ようにすることである。この目的のために、家族クレジット制度は、『グリーン・ペーパー』の第4番目の主要な提案である改正住宅給付と結びつけられるであろう。今後、住宅給付についての単一の制度ができあがり、所得支持を受け取っているか否かにかかわらず、最も貧しい家族は100%の補助を受け取るこ

とになる。しかし、地方税の支払免除は、事情がどうであれ、最大80%までに制限される。

フランク・フィールド(Frank Field)は、『グリーン・ペーパー』を批判する他の人々とともに、住宅給付が最も激しい削減をこうむるサービスではないかとしている。彼によれば、新しい給付の構造は、子供がいる家族のニーズを最優先しようとしているが、それだけでなく、子供がいようとまいと、「徹底的に失うのは、大多数の失業者である」ようにしくまれている。「勤労への刺激は、一方では、新しい家族クレジットの給付によって、他方では、失業者に対する給付の水準の引き下げによって、強められる。住宅給付の削減と、水道料金の支払要求もまた、貧困者をますます貧しくしてしまう²⁴⁾」のである。

政府は既に、42億ポンドの現在の住宅給付から、すくなくとも5億ポンドの削減をしたいと述べている。この節約のある部分は、最も貧しい家族——補足給付を受けている350万人の人々を含む——にさえも家賃の20パーセントを支払うことを要求することによって行われ、また、多くの老齢年金受給者が、住宅給付を部分的に失い、およそ200万人(年金受給者も含む)がその全部を失うであろう。

過去に、家族所得補足、補足給付、家賃払い戻し(rent rebates)についての低い利用率(それぞれ、約50%、約75%、約48%)が、証拠として存在するにかかわらず、政府は明らかに、家族クレジットと失業給付の双方に対して、より広範囲にミーンズ・

テストを採用しようとしている。アトキンソン (Atkinson) は、「ミーンズ・テストを採用した給付は、受給資格のある (eligible) 人々の全体に届かないというはっきりとした証拠がある²⁵⁾」と述べている。給付の水準がどのようなものになるか明確でないので、アトキンソンの言葉をかりれば、「例えば、低所得の家族が、家賃払い戻しが制限され、家賃と家賃払い戻しの両方に対して単一の漸減的スケールが適用されることによって失うものと、家族クレジットから獲得するものとが、どちらが多いか²⁶⁾」我々にはわからない。しかしこのような考慮が、人々が選別的な (ミーンズ・テストを伴う) 給付を申請するかどうか大きく影響するのである。

「財政研究所」はいくつかの非常に暫定的な計算を行い次のような結論を出している。すなわち、貧困のわなは、除去されるとしても、(仕事をもつ人々にとって) より勤勉に働き多く稼ぐことへの刺激は非常に弱い。多数の家族が、「1ポンド余計に稼いでも、わずか最小限度の7ペンスだけしか多く受け取らない」ということである。他方では、仕事をしている場合よりも給付を受けている場合のほうがずっと裕福であるという理由で失業のわなに残る家族は非常に少ないであろう²⁷⁾。障害者に関しての、『グリーン・ペーパー』の提言についてのもう一つの早い時期の反応として、リンダ・レナード (Linda Lennard) とイアン・マクマスター (Ian MacMaster) は、障害者が以前よりもずっと貧しい状態に取り残されてしまうということと、新しい制度は、

すくなくとも、現在のものよりも複雑になるであろうと指摘している。二人によれば、多くの障害者は、暖房や、洗濯や、食事を余分に援助するための、補足給付に対する週ごとの追加が、廃止されるために、社会基金に頼らなくてはならなくなる。1982年において、暖房手当だけでも、少なくとも240万人が請求し、また、40万人以上が付加的な食事費用を請求した。

最後に、僅か30ポンド (9,600円) の葬祭扶助も廃止される。葬儀費用は、将来は社会基金によって扱われることになる。

結 語

S E R P Sを廃止するという決定は、二つの仮定に基づいている。その一つは、現在の労働者世代の高齢時を支えることを、将来の世代に託することは、倫理的に誤ったことであり、また政治的、経済的にも危険であるという考え方であり、もう一つは、この高齢時への支えのための備えは、自助と私的年金市場に任すのが好ましいという考え方である。S E R P Sの主要な目的は、将来の老齢年金世代が、もはや補足給付に依存しなくてすむことを確実にすることであった。この制度は、もともと全政党の支持に基づいたもので、それは現在、1,100万の労働者をカバーしており、他に1,000万人が企業年金制度に加入している。100万人は、すでにS E R P S給付を受けており、彼らはそのまま継続されるはずである。

将来の世代は、再分配の意味を含む経済成長指標連動の年金計画に対して負担する

だけの利他性も先見性ももたないという、政府の第一番目の仮定には、論議すべきいくつかの重要な疑問がある。もし、我々にその余裕がないために、この制度が放棄されるべきならば、いかにして、我々は40年間にわたる高齢貧困者への適切な援助を供給するのか。

将来の労働者世代に、社会保障に関して将来の高齢世代を支えることを要請することが、どうして道徳的に誤っているのだろうか。たとえば、すべての防衛支出計画は、将来の世代も国家安全について同様の集団的関心を共有しているという仮定に基づいている、ということを考えると。

私的市場は、国の供給に代わり、少なくとも同じように好ましい供給をおこなうという政府の第二の仮定もまた討議されなければならない。問題となる代案は、サラリーの4%に基づくミニマリスト的選択である。それは将来の年金者を貧困の危険から守らないだろうし、あるいは、将来の繁栄の分け前を彼らに与えないだろう。マイク・レディン (Mike Reddin) が指摘するように、ファウラーの見直しは、私企業が市場の最低辺にまで、企業年金を提供する用意があり、またそれを望んでいる。という議論を支持する証拠に欠けていることを示している。少なくともベヴァリッジは、これらの可能性を調査した。²⁸⁾ 企業年金の市場は、第二次大戦の末期以降、成長してきた。しかし、十分な適用範囲あるいはインフレーション対策が、低所得層の収入の4%によって私的セクターで購入できるということとはともありそうに思われたい。

しかしながら、政府の新しい社会保障政策は、社会サービス費用の高騰が、経済成長の見込みをひどくそこない、労働者と雇用主に負担をかけるという見解に基づいている。政府は、この負担は、国家の役割を縮小し、そして、「個人に大きな責任と自立」²⁹⁾を付与することによってかなり軽減されると信じている。新しい提案の全体的趣旨は、将来において選別(主義)とミーンズ・テストへの一層の期待を示している。しかし、英国の社会保障政策が、より単純なそして筋道の通った一連のサービスになろうとするならば、その選別性は一層きびしいものとなるであろう。

日本も、勿論、その将来の社会保障サービス計画において、非常によく似た挑戦に直面している。日本人の平均寿命は1945年以来、およそ25歳、きわだって延長した。一方、家族支持の伝統的システムは、一部には出生率の減少のため、そして一部には、家族生活の構造的、文化的変容のために、ほとんど依存できなくなってきた。日本は歴史的に、英国よりも法人の年金制度や他の形の企業福祉につねにより多く依存してきた。ファウラー・グリーン・ペーパーの提案は、やがて、それが履行されたとき、イギリスの年金給付のシステムは、日本のシステムに一層似たものとなるであろう。その中であって、日本政府が現在、普遍的基礎年金の導入を、またとくに、婦人と障害者の権利を確保するより統一的で公正なシステムを、創出しようとしていることは注目しに価する。これは疑いもなく、強制課税や保険料水準のあがることを意味するで

あろう。

英国は、高齢時の貧困に対して保障を与えるという挑戦への対応においては、かなり前進させてきた。公的給付の改善と企業年金と持家制度の増大は、この成功に全体として、貢献してきた。それにもかかわらず、公的給付に完全に依存する老人の少数派にはなお、深刻な相対的貧困の問題が存在している。SERPSの主要な目的の一つは、老人のために社会保障のより公正なシステムを実現することであった。我々は、諸給付の不十分さや一部には失業問題のために、年少児童をかかえる家族に対して十分な配慮を払ってこなかった。新しい提案は、これらの家族に優先権を与えている。しかし、失業や住宅給付に関する他の政策は、この目的に反するものとなるであろう。

日本の社会保障制度は、英国に比べて発達が少なく、そして統一的ではない。しかしより広範な、企業福祉のシステムをもっている。さらに、日本は、高い失業率にとまなう社会保障費用に対応しなくてもよい。しかし、高齢市民の数において、劇的な増加に直面している。そしてその挑戦に対して、まだ完全には用意ができていない。失業に関しては、我々は日本から学ぶ多くのことがある。高齢者に関して英国は、1975年から78年にかけて、正しい政策決定をおこなってきたと私は信じている。そしてこれらの政策が廃止されようとされまいと、それから今なお学ぶべき価値は多くある。

(1985年6月)

(注)

- 1) *Social Insurance and Allied Services* (Beveridge Report), Cmd 6404, HMSO, 1942.
- 2) Muriel Brown, *Introduction to Social Administration in Britain*, fifth edition, Hutchinson, 1982, p. 36.
- 3) Ibid. ch. 2, pp. 22-54; Jonathan Bradshaw, "Public Expenditure on Social Security", in Alan Walker (ed.), *Public Expenditure and Social Policy: An Examination of Social Spending and Social Priorities*, Heinemann Educational Books, 1982, pp. 91-112; Department of Health and Social Security, *Social Assistance: A Review of the Supplementary Benefits Scheme in Great Britain*, July 1978; Ruth Lister, *The No-Cost No-Benefit Review*, Poverty Pamphlet 39, Child Poverty Action Group, 1 Macklin Street, London, January 1979. など参照
- 4) *Reform of Social Security*, vol. 3, Cmnd 9519, HMSO, 1985, para. 1.26.
- 5) Ibid. vol. 1, Cmd 9517, para. 7.6.
- 6) Ibid. vol. 1, para. 7.6.
- 7) Ibid. vol. 1, para. 1.1.
- 8) Ibid. vol. 1, para. 1.12.
- 9) Ibid. vol. 1, para. 4.5.
- 10) Ibid. vol. 3, paras. 1.23-1.26.
- 11) Ibid. vol. 3, para. 1.38.
- 12) Ibid. vol. 1, para. 4.8.
- 13) Ibid. vol. 1, para. 5.4.
- 14) Ibid. vol. 1, para. 6.11.
- 15) Ibid. vol. 1, para. 1.12.

論文

- 16) Ibid. vol. 1, para. 1.14.
- 17) “We’ll All Pay More, Some of Us for a Good Deal Less”, *The Guardian*, 22 June 1985, p. 22. を見よ
- 18) *Reform of Social Security*, op. cit. vol. 1, para. 9.8.
- 19) Ibid. vol. 2, Cmnd 9518, para. 2.100.
- 20) Ibid. vol. 2, para. 2.107.
- 21) Ibid. vol. 2, para. 2.110.
- 22) *Social Workers: Their Role and Tasks*, op. cit.
- 23) *Reform of Social Security*, op. cit. vol. 1, para. 8.10.
- 24) Frank Field, “Plenty of Facts but an Absence of Figures”, *The Listener*, 13 June 1985, p. 4.
- 25) A. B. Atkinson, “The Welfare State After Fowler”, *New Society*, vol. 72 no. 1171, 7 June 1985, p. 345.
- 26) Ibid.
- 27) “For Richer, For Poorer”, *The Guardian*, 22 June 1985, p. 22.
- 28) Mike Reddin, “Beveridge, Fowler and the Minimalist Approach”, *Times Higher Education Supplement*, 21 June 1985, p. 16.
- 29) *Reform of Social Security*, op. cit. vol. 1, paras. 1.12 & 1.14.
- (監修者注)
- 本論文は、ロンドン大学(スクール・オブ・エコノミックス)教授、ロバート・ピンカー氏が、1985年9月、ブリティッシュ・カウンシルの招きで来日し、各地で講演した時の草稿の全訳である。

出生率の変動と社会保障

市 川 洋

(筑波大学教授)

1. 序論

西欧諸国では日本より一足先に人口の高齢化が進行し、それとともに社会保障財政の悪化が深刻化している。出生率の変動と社会保障の関係研究は、Samuelson, DiamondのO・Gモデル(Overlapping Generations Model)がこの分野の理論研究のはしりである。その後、西欧諸国の社会保障財政収支、国民負担とマクロ経済の関係を明らかにするシミュレーション分析と、理論モデルの深化の2方向へ研究は分化している。ここでは、今後高負担時代を迎える日本において、同様の研究が大いに進められる必要があると考えられる前者の方向の(1)AUERBACH-KOTLIKOFFの研究と、その理論的基礎の一部をなしている後者の方向の(3)ECKSTEIN-WOLPINの出生率を内生化したモデルの概略を紹介し、この分野の最近の実証および理論研究の状況をさぐることにしよう。

西欧諸国において、高齢化の進行にともなって年金、医療、福祉のための国民負担は次第に巨額となりつつある。社会保障のウェイトが小さい時代は、社会保障が消費、

投資、経済成長、利子率、負担率等に与える影響はそれほど大きくはなかった。社会保障は、それが他の部門に与える影響を、それ程考慮しなくても済んだ。しかし現在の西欧諸国では、社会保障は一つの巨大な分野を形成し、経済のほとんど全部門に影響を与えつつある。さらに、社会保障計画に決定的な影響を及ぼす基礎的要因は人口変動である。人口構造と社会保障を明示的に組込んだ総合的な経済計画の中で、年金計画等を考えねばならない。

これらの要望の一部に答えるのがシミュレーション・モデルである。ただし、シミュレーション・モデルは出生率変動を含む長期モデルであるため、実証モデルにはなっていない。すなわち、モデルのパラメータは観測値から推定されたものではなく、はじめから特定値に設定される。しかし設定値はアメリカ経済における実測値に近くきめられているので、資本形成、労働供給、賃金率、利子率と出生率変動およびそれへの対策としての社会保障制度の改革の間の関係が浮き彫りにされる。日本においても同様の研究が大いに進められることが望ましい。

シミュレーション・モデルは大型のO・Gモデルである。O・Gモデルの理論面は最適成長論と関連しているが、後半において定常均衡についての最近の研究成果を紹介する。

2. シミュレーション・モデル

AUERBACH-KOTLIKOFFのシミュレーション・モデルは3つのセクターから成っている。家計、政府および生産の各部門である。家計は55の世代、すなわち21歳から75歳までの世代に分れている。各々の世代は生涯消費と余暇からの効用を最大にするように労働、消費、貯蓄を行う。家計の行動は将来の状態があらかじめ全て分っているという前提の下に最大化をするものとする。すなわち、将来の賃金率、利子率、税率等を予見し得た上で家計は行動すると仮定する。労働の供給は、引退の決定を含めて内生的である。

家族の構成は次の通りである。子供は20歳に到達するまでは20歳以上の親に養育される。20歳から自分の家計が始まる。子供は各家計の消費の意志決定の下にあるものとする。家計は20歳から75歳までの成人の効用関数を最大にするが、効用は消費と余暇から発生する。子供は20歳の親が生み、親が40歳の時、子供は20歳に到達して独立して家計を形成する。効用関数の構造は、現在消費と将来消費の代替弾性値を0.25とし、現在の消費と余暇の代替の弾性値は0.8とする。子供の消費と余暇は、親の目的関数の中に入っているが、子供の成長につれ

てより多くの消費が行われるようになっていく。

特定の年齢の人々に支払われる賃金は、子供時代は急激に上昇し、中年に達するまでゆるやかに上昇をつづけ、その後ゆるやかに下降する。これは10歳台後半のパートタイムに始まり、60歳台におこるリタイアまでのアメリカの実態に合わせてモデルが作成されているためである。

本モデルにおける企業部門は、コブ・ダグラス型の1次同次生産関数で表わされる。投入は資本と労働である。産出における資本のシェアは0.25に設定されている。社会保障部門は別として、政府の政策は、一定のあらかじめ決められた財政支出を、赤字を出さないで比例的所得税でまかなうこととする。人口構造が変化する場合は、1人当りの政府支出が一定となるようにする。

社会保障部門は一定比率の賃金税でまかなわれる。年金給付は、ベースライン（基礎となる1つのシミュレーション）の前提では、老齢年金支給開始年齢を65歳とし、給付率は現役世代の6割とする。複雑さをさけるため、社会保障負担のシーリング（標準報酬月額上限）はないものとし、62歳から65歳までの間の減額支給も、ないものと仮定する。たま、社会保障負担の労働に対するマイナスのインセンティブもないものとする。

シミュレーションは人口変動についての2つのケースについて行われる。1つは“出生率 低位”のケースである。これは年率3%人口増の出生率から、定常人口（人口増減のない状態）の出生率に直ちに

低下し、その出生率が永続するものである。第2のケースは“出生率 低位—高位—低位”であって、まず最初の5年間で定常人口の出生率まで低下する。15年目まで人口ゼロ成長の出生率が継続した後、出生率は上昇し、20年目から35年目の15年間、元の高出生率が持続する。35年目から45年目にかけて、10年間で再び人口ゼロ成長の出生率に低下し、50年目まで継続する。50年目から125年目にかけて、人口が平坦な分布になるように、出生率は内生的に変動する。そして250年目に新定常状態に到達し、ここでシミュレーションは終了する。

50年目以降出生率を内生的に変動させるのは、出生率変動の影響の永続性を消すためである。実際の人口変動では、ベビー・ブームの影響は次世代へ“エコー効果”をひきずるけれども、両親の年齢分布に広がりがあるため、いつかは薄まってしまう。しかし本モデルの前提の下では、エコー効果は永続することになるので、50年から125年の75年間で人口構造が平坦化するようになり、出生率の方を内生的に動かすこととする。このことは、社会保障の重要な効果測定には大きな影響を与えていない。

このモデルでは不確実性がないものとされている。多くのO・Gモデルがそうであるように、各時点の消費者行動は、将来の利子率、税率、社会保障負担率、賃金率等の全要因をすべており込んで決定される。すなわち生涯の行動が、生涯効用を最大にするように、最初に決定されてしまう。このようなモデルでは、無限に遠い将来まで計算しないと、現在の行動は決定されない

ことになってしまうので、全計算は250年後に定常状態になった所で打切られる。いずれにせよ、このモデルの収斂計算は大型コンピュータの長時間使用を必要とすると思われる。

生涯の経済行動を、将来の状態を完全に見通したうえで、最初に決定してしまうこのモデルでは、すべての人は平均寿命である75歳まで生存し、平均寿命で死亡すると前提される。途中で死亡することをこのモデルにとり入れることは、将来の完全予見性の前提を崩すこととなるため、モデルをかなり複雑化するので、死亡については単純化の前提がおかれるのである。このため、定常状態の人口ピラミッドは完全な矩形形となる。

3. 出生率変動シミュレーション

シミュレーション結果は、以下表1から表7までに示される。まず表1は出生率の変動に基く長期の人口構造の変動を示している。低位シミュレーションでは収斂は速

表1 年齢別人口構成比 (%)

年次	出生率 低位				出生率 低-高-低			
	0~20	21~40	41~60	61~75	0~20	21~40	41~60	61~75
0	50	28	15	7	50	28	15	7
20	37	36	20	9	41	33	18	8
50	28	28	28	16	40	30	19	11
70	26	27	27	20	27	34	26	13
110	27	27	27	21	25	25	25	25
150	27	27	27	20	27	27	27	20

表2 社会保障制度のない場合

年次	出生率 低位				出生率 低-高-低			
	貯蓄率 s	賃金率 w	利子率 i	限界税率 t	貯蓄率 s	賃金率 w	利子率 i	限界税率 t
0	% 7.6	1.00	% 9.9	% 15.0	% 7.6	1.00	% 9.9	% 15.0
1	6.1	1.00	9.9	13.0	6.2	1.00	9.8	14.7
5	6.6	1.00	10.0	12.4	6.7	1.00	9.9	12.7
10	7.4	1.00	10.0	11.8	7.7	1.00	10.0	12.1
20	7.9	1.02	7.4	11.6	8.7	1.02	9.3	14.1
50	3.0	1.10	7.3	10.6	4.3	1.04	8.9	11.8
70	$\Delta 0.01$	1.11	7.1	10.3	6.2	1.06	8.3	9.9
110	$\Delta 1.5$	1.11	7.1	10.5	$\Delta 5.0$	1.13	6.9	10.9
130	0	1.11	7.1	10.6	0	1.11	7.1	10.7
150	0	1.11	7.1	10.6	0	1.11	7.1	10.6

く、50年ではほぼ平坦な分布になる。70年ではほぼ完全な定常人口構造が完成する。低位-高位-低位シミュレーションは複雑である。50年後にベビー・ブームの効果が現われて、0~20歳の人口が増大していることが観察される。これは70年後の21~40歳までの年齢層のふくらみとなり、そして110年後の61~75歳の年齢層のふくらみとなる。出生率の異なる2つのシミュレーションの結果は、ベビー・ブームの影響が長い年月にわたってマクロ経済に大きな振れをもたらすことを示している。

人口変動のマクロ経済に与える影響は、表2からも読みとれる。このシミュレーションは初期の賃金率を1.0になるように単位が調整されている。政府余剰（資本ストック）は利子率*i*がほぼ10%に近くなるように設定され、政府の資本ストックは人口1

人当たりがコンスタントになるよう、両シミュレーションにおいて設定されている。

低位シミュレーションにおいて、5年ないし10年後に貯蓄率*S*の低下がみられるが、これは子供数減少により、その分の消費の必要性の減少によるものである。70年後に貯蓄率のマイナス値が現われるが、これは出生率が高かった頃の最後の世代が、貯蓄をとりくずして消費にあてるためである。低位-高位-低位シミュレーションにおいて、110年の貯蓄率がマイナスになっているのは、表1においてベビー・ブーム期に生れた人々が老齢に到達したため、この年にはリタイアした人口割合が大きくなっているためである。

出生率の変動が生涯効用に与える影響は、ここでは消費および余暇より発生する効用の生涯にわたる値を比較することにより測

定される。子供を生み育てることは、親に効用を与えると考えてよい場合が多いのであるが、一方では養育のために親自身の消費は切下げられる。子供をもつことが親の効用関数にとり入れられるモデルは、後にECKSTEIN-WOLPINのモデルで紹介する。AUERBACH-KOTLIKOFFのモデルでは、親の消費と余暇のみが親の効用関数の変数に採用されている。

表7に元の定常状態のコーホート（75年前に出生したコーホート）の効用を100%とした場合の、各コーホートの効用の増分を%で示す。75年前に生れたコーホートは、出生率の変動を受けない最後の世代である。第1列は社会保障制度がない場合の、定常状態のコーホートに対する出生率減の場合の効用増分の割合を示している。出生減は効用の増加をもたらすが、究極的には12.6%のアップとなる。このレベルの3/4に、-10年のコーホートが到達している。子供

数の減は、親の消費可能資源の増大をもたらすので、効用の増大をもたらすこととなる。低位-高位-低位シミュレーションにおいては、途中で発生する子供の増大のために、親の消費可能資源の減少がおり、今生れた親および10年後に生れた親の効用は低くなる。

賦課方式の年金制度を導入した場合のシミュレーションを表3に示す。年金制度がある場合は、貯蓄率が低下し、利子率は高くなっている。賦課方式年金制度がO・Gモデルにおいて貯蓄率と効用水準を引下げることについては、KOTLIKOFFが1979年の論文でくわしく論じている。社会保障負担率Cを別とすれば、貯蓄率S、賃金率w、限界税率tは表2と表3でその大まかな傾向は類似している。

社会保障負担の存在は、出生率が低下する場合、消費の増による成人の効用の増加を年金給付受給者対負担者の比率増大、社

表3 社会保障のある場合

年次	出生率 低位				出生率 低-高-低			
	貯蓄率 s	賃金率 w	限界税率 t	社会保障 負担 c	貯蓄率 s	賃金率 w	限界税率 t	社会保障 負担 c
0	6.8	1.00	15.0	5.2	6.8	1.00	15.0	5.2
1	5.5	1.00	12.9	5.2	5.5	1.00	14.7	5.3
5	5.9	1.00	12.3	5.3	5.9	1.00	12.6	5.2
10	6.7	1.00	11.7	5.4	6.8	1.00	12.0	5.3
20	7.0	1.02	11.6	5.6	7.8	1.02	14.1	5.5
50	1.7	1.09	10.8	10.1	3.6	1.03	11.8	7.5
70	△1.3	1.08	10.1	14.0	5.1	1.05	9.9	8.6
110	△1.5	1.07	10.1	15.0	△5.6	1.08	10.5	18.7
130	0	1.07	10.3	13.9	0	1.07	10.3	13.8
150	0	1.07	10.3	13.9	0	1.07	10.3	13.9

会保障負担率の増大がある程度埋めあわせる。これは表7の効用の増分を検討することにより明らかとなる。社会保障のない場合とある場合の増分を比較すると、大体の姿はやや似ているけれども、コーホートの利得は社会保障のある場合には一様に失われてしまう。失われる度合いは早いコーホートほど少く、後のコーホートほど大となる。

社会保障負担率Cは低位シミュレーションと低-高-低シミュレーションで大きく異なる。ベビー・ブーム期の影響は、低-高-低シミュレーションの場合、そのコーホートが働く時には負担率Cは低くてすむが、このコーホートがリタイアして受給者にまわった時に急激に高くなる。110年の山においては、Cは18.7%に達し、定常状態13.8%の36%増になる。

4. 年金政策シミュレーション

租税および社会保障負担が過重になるのを防止する年金政策を採用した場合のシミュレーションを検討する。表4は老齢年金の給付率を、働らく世代の平均給与に対する比率（給付率）で考えて、60%から40%に初年度において切り下げた場合を示す。表3の負担率Cの13.9%は、表4の負担率Cの9.2%に低下する。Cに対する影響は直接的であるが、貯蓄率S、賃金率w等に対する影響は間接的である。給付切下げは、究極的には3%の賃金率の上昇をもたらす。表4を表3と比較すると、給付率の切下げは貯蓄率をわずかに引上げる。表7によれば、給付率引下げは0年に生存する老齢世

表4 給付率 60%→40%引下げ

年次	出生率 低位			出生率 低-高-低		
	S	W	C	S	W	C
0	6.8	1.00	5.2	6.8	1.00	5.2
1	6.6	1.00	3.5	6.7	1.00	3.5
5	6.8	1.00	3.5	6.8	1.00	3.5
10	7.2	1.01	3.6	7.4	1.01	3.5
20	7.3	1.03	3.8	8.1	1.03	3.7
50	3.0	1.12	6.7	4.5	1.05	5.0
70	△1.1	1.11	9.4	5.4	1.06	5.8
100	△0.3	1.11	9.4	△1.4	1.17	8.9
110	△1.5	1.10	10.0	△5.5	1.11	12.5
130	0	1.10	9.2	△0.1	1.10	9.2

表5 老齢年金支給開始年齢引上げ
65歳→67歳

年次	出生率 低位			出生率 低-高-低		
	S	W	C	S	W	C
0	6.8	1.00	5.2	6.8	1.00	5.2
1	5.9	1.00	5.2	6.0	1.00	5.2
5	6.4	1.00	4.2	6.3	1.00	4.1
10	7.0	1.00	4.1	7.2	1.00	4.1
20	7.3	1.02	4.3	8.0	1.03	4.2
50	2.4	1.11	7.7	4.1	1.04	5.8
70	△1.2	1.10	11.6	5.3	1.06	7.2
100	△0.4	1.10	10.9	△1.5	1.12	10.1
110	△1.5	1.08	12.3	△5.6	1.10	15.9
130	0	1.09	11.0	0.1	1.09	11.0

代の生涯効用の低下をもたらすが、若いコーホートの生涯効用の改善をもたらす。

社会保障負担の過重をさける第2の政策は老齢年金支給開始年齢の65歳から67歳への引上げである。0年において直ちに引上げる場合のシミュレーション結果は表5に示されている。表には掲載されていないが、

この外に同様の支給開始年齢65歳を、アナウンスして20年後に67歳に引上げるケースのシミュレーションも行われた。生涯効用の-75年年台（0年に75歳で死亡するコーホート）との比較を表7で見ると、マクロ経済への影響と同様に、生涯効用への影響は、給付率の6割給付から4割給付への切下げよりも小さい。長期的には社会保障負担は11.0%となり、給付率の切下げの場合の9.2%よりも高くなる。同様に長期の効用の利得も8.9%であって、給付率の切下げの場合の10.2%より小さい。

表には掲げられていないが、第3の政策は年金給付に対して所得税を課税することである。この場合の税収は、年金給付の財源に投入されることとする。この課税は0年から開始されるものとする。この政策は、当初社会保障負担を引下げるが、マクロ経済への影響および生涯効用への影響は最も小さく、表2の値に最も近くなっている。これは、所得税率そのものが低いこともその原因の一部をなしている。

第4の社会保障負担の過重をさける政策は、積立金を保有することである。シミュレーションの行われる政策は、最初の20年間は社会保険料に更に1/3の追加料金を徴収して年金積立金を作ることとする。20年経過した後は、積立金は人口1人当りの値を一定値に保持して、この1人当りの一定値を超える収入は年金給付に使うことにする。シミュレーション結果は表6に示されている。

この政策では、20年目に社会保障負担率Cは0に近いレベルにまで低下する。年金

表6 年金積立金保有

年次	出生率 低位			出生率 低-高-低		
	s	i	c	s	i	c
0	6.8	11.1	6.0	6.8	11.1	6.0
1	5.9	11.2	7.0	6.0	11.1	7.0
5	6.4	11.2	7.0	6.4	11.2	7.0
10	7.2	11.1	7.1	7.5	11.1	7.1
20	7.5	10.2	0.0	8.5	10.1	0.9
50	2.1	8.0	5.3	3.4	9.5	1.8
70	△1.4	8.1	8.3	5.3	9.0	3.6
100	0.0	8.1	8.8	△1.6	7.6	8.7
110	△1.5	8.3	9.2	△5.6	8.1	13.2
130	0.0	8.3	8.4	0.2	8.4	8.6

受給者対就業者の比率が上昇するにつれ、負担率Cは限界値に近づく。長期の社会保障負担率Cは、出生率 低位 シミュレーションで8.4%、出生率 低位-高位-低位 シミュレーションにおいて8.6%前後と、外の全シミュレーション中の最低値となる。又、表7によれば、積立金保有シミュレーションは、社会保障制度を持つ全シミュレーション中で最大の生涯効用をもつ。同時に、この政策は全コーホートが出生率の変動に対して生涯効用（0年に75歳のコーホートと比較して）がプラスとなる唯一のものである。

ここで示された多くのシミュレーションによれば、出生率の変動がマクロ経済および国民福祉（生涯効用）に大きな影響を与えることが理解されよう。出生率の変動は、アメリカにおけるここ60年の実績値に近い値が設定されている。日本においても、昭和21~24年のベビー・ブーム期に生れた

論文

“団塊の世代”およびそのエコー効果が、マクロ経済および年金財政にどのような影響を与え、生涯効用がどう変化するか、これらの研究が多く研究者によって行われる必要がある。

5. 出生率を内生化したO・G理論モデル

O・Gモデルにおいて出生率nを内生化したモデルは興味深い。Eckstein-Wolpin (1985) のモデルを紹介しよう。

L 労働, K 資本, $k = K/L$,
 $F(K, L)$ 生産関数(1次同次),

$f(k) = F(K/L)$ とする。単一の生産された財が消費と投資に使用される。 δ を資本の減耗率とする。

個人は子供期, 就労期, リタイアした老人期の3つの時期をもつ。就労期に個人は1単位の労働を供給し, 生涯消費と子供数を決定する。子供はe単位消費し, eは定

数とする。個人は財貨を消費することと同様に, 子供をもつことによって効用を得る。

効用関数Uは

$$U = U(C_t^1, C_t^2, n_{t+1}) \quad (1)$$

C_t^1 はt世代の第2期(若者)の, C_t^2 はt世代の第3期(老人)の消費とする。

n_{t+1} はt世代の人々の子供数である。

t = 1 期には N_1 人の若い人と N_0 人の老人がいる。老人は K_1 単位の資本財とともに, $h_0 = H/N_0$ 単位の非償却資産(土地等)を持つとしよう。すべての人の効用関数は同じであって, $N_t = n_t N_{t-1}$ 人の若者がいる。t期の資源配分には, 次の資源制約がある。

$$C_t^1 + \frac{C_{t-1}^2}{n(t)} + n_{t+1}e = f(k_t) + (1-\delta)k(t) - n_{t+1}k_{t+1} \quad (2)$$

左辺はt期の消費であり, 右辺は1人当り生産から(時期への投資マイナス資本減耗)を差引いた, 消費にまわる分である。

“定常配分”とは, (2)の変数がtに無関係

表7 コーホートの出生年次別 生涯効用の増分率(-75年コーホートを0.0とする)

コーホートの出生年次	出生率 低位					出生率 低位-高位-低位				
	社会保障なし	社会保障あり	給付率切下げ	支給開始年齢引上げ	積立金有	社会保障なし	社会保障あり	給付率切下げ	支給開始年齢引上げ	積立金有
-75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-65	0.02	0.01	△0.16	0.01	0.01	0.01	0.01	△0.16	0.01	0.00
-50	0.16	0.12	△0.02	△0.00	0.06	0.11	0.08	△0.06	△0.04	0.03
-10	9.23	9.5	10.6	10.2	10.5	8.5	8.8	9.9	9.5	9.5
0	10.3	10.0	11.4	10.9	13.1	2.1	1.5	2.9	2.4	4.4
25	12.4	8.7	11.3	10.4	12.0	9.9	9.0	10.6	10.1	12.3
50	12.8	7.3	10.5	9.2	11.1	12.1	9.5	11.7	10.9	12.6
100	12.6	6.9	10.2	8.9	10.8	12.6	6.8	10.1	8.8	10.4
150	12.6	7.0	10.2	8.9	10.8	12.6	7.0	10.2	8.9	10.5

であることと定義する。

競争市場経済においては、 t 世代の若人は K_{t+1} 単位の財を $t+1$ 期の生産のために貯蓄する。各々の若人は h_t 単位の非減耗資産を所有し、その価格を消費財単位で表わすと、 P_t である。 t 期に若人は 1 単位の労働を提供し、 W_t の賃金を得る。 $t+1$ 期に老人は L_{t+1} 単位の労働を生産の目的で雇用し、賃賃料、非減耗資産売却等によって所得を得る。 $t-1$ 期に生れた世代の目的（効用）関数と契約条件は次の通りである。

$$U(C_t^1, C_t^2, n_{t+1}) \quad (3)$$

$$C_t^1 = W_t - K_{t+1} - P_t h_t - e n_{t+1} \quad (4)$$

$$C_t^2 = F(K_{t+1}, L_{t+1}) - W_{t+1} L_{t+1} + (1-\delta)K_{t+1} + P_{t+1} h_t \quad (5)$$

変数は

$C_t^1, C_t^2, K_{t+1}, h_t, n_{t+1}, L_{t+1}$ である。

1 階の条件は次の通りである。

$$-U_1 + U_2 \{F_1(K_{t+1}, L_{t+1}) + (1-\delta)\} < 0 \quad (6)$$

$$-U_1 P_t + U_2 P_{t+1} \leq 0 \quad (h > 0 \text{ なら} =) \quad (7)$$

$$-U_1 e + U_3 = 0 \quad (8)$$

$$U_2 \{F_2(K_{t+1}, L_{t+1}) - W_{t+1}\} = 0 \quad (9)$$

U_1, U_2, F_1, F_2 は、効用関数、生産関数の第 1, 第 2 変数による偏微係数である。

(9)式から、実質賃金は労働の限界生産力に等しいことが分る。次の 3 条件を追加する。

$$(i) N_{t+1} = n_{t+1} N_t$$

$$(ii) L_t N_{t-1} = N_t$$

$$(iii) N_t h_t = H$$

“定常均衡 S E” とは、 P_t, h_t, N_t

を除くすべての変数が t に無関係であり、かつ $P_t h_t = g$ が成立する場合をいう。一般に 2 つの均衡が考えられる。第 1 は $P_t = 0$ 従って $g = 0$ となり、非償却資産に対する需要がない場合であり、第 2 は $P_t > 0$ で、従って $g > 0$ の場合である。S E においては、 C^1, C^2, n は各世代について不変となる。そこで S E においては、1 階の条件は次の通りとなる。

$$-U_1 + U_2 \{f'(k) + (1-\delta)\} = 0 \quad (10)$$

$$-U_1 P_t + U_2 P_{t+1} \leq 0 \quad (g > 0 \text{ なら} =) \quad (11)$$

$$-U_1 e + U_3 = 0 \quad (12)$$

$$f(k) - k f'(k) - W = 0 \quad (13)$$

$g > 0$ の場合、S E においては、(i) と (iii) に $g = P_t h_t$ を考慮して、非減耗資産の価格は人口成長率 n に等しいことが分る。

$$P_{t+1} / P_t = n$$

条件 (10), (11) は、この場合競争市場経済が黄金律成長に収斂することを示している。

$$f'(k) = (n-1) + \delta \quad (14)$$

$$\frac{U_1}{U_2} = n = \frac{P_{t+1}}{P_t} \quad (15)$$

条件 (14) は標準的な黄金律、すなわち、資本の限界生産力（利子率）は人口成長率と償却率の和に等しい、ということを示している。条件 (15) は、2 つの期の消費の限界代替率は自然成長率に等しいことを示している。条件 (12) は (14), (15) とともに人口成長率を決定するが、それは若人期の消費と子供をもつこととの選択による。もし非償却資産がプラスに評価されず、

$g = 0$ の場合は、式 (10), (11) は

$$U_1 / U_2 = 1 - \delta + f'(k) > n$$

となる。これらのことを総合すると、出生率を内生化した場合でも、出生率が外生的なDiamondのモデルの基本的性格は変わらないことが分る。

定常状態の効用を最大にする問題は次のようになる。

$$\text{Max } U(C^1, C^2, n) \quad (17)$$

subject to

$$C^1 = W - T - nk - en \quad (18)$$

$$C^2 = n f(k) - n(W - T) + n(1 - \delta)k \quad (19)$$

$$k \geq 0 \quad n \geq 0$$

(18) と (19) は、配分条件(2)を分解したものである。Wは労働に支払われる賃金、Tは世代間の人頭税的な移転支出である。Tがマイナスならば給付、プラスなら税金となる。W > 0につき、“最大定常効用MSU”とは(18), (19)の条件下における(17)の解と定義する。ラグランジュ関数を微分して、MSUの1階の条件を次の通り得る。

$$n[-U_1 + U_2(1 - \delta + f'(k))] = 0 \quad (20)$$

$$-U_1 + nU_2 = 0 \quad (21)$$

$$U_3 - U_1(e + k) + U_2(T - W + (1 - \delta)k + f(k)) = 0 \quad (22)$$

Diamondの理論では、定常競争均衡が黄金律($g > 0$)に従うならば、均衡はMSUと同一である。このモデルにおいて、(14), (15)は(20), (21)と同じである。しかしこの場合は出生率に関する条件が異なる。以下定理を3つ結果のみ紹介しておく。

定理1 非償却資産がプラスに評価($g > 0$)される定常競争的配分は、定常効用を最大化しない。

定理2 2階の条件が全体的にMSUについて満されている時、非償却資産がプラスに価格付けられるならば、競争的定常配分はMSUよりも低い人口成長率である。

定理3 $g = 0$ の場合は、競争的定常均衡は、 $T \geq 0$ の条件下でMSUに等しい。この時、競争定常均衡の賃金はMSUのWに等しい。

この分野の論文はかなり発表されており、O・Gモデルは理論研究の方にウェイトがあるように思われる。年金問題の研究やシミュレーションは、必ずしもO・Gモデルによらなくてもよいけれども、人口、年金、医療、マクロ経済の2050年あたりまでの議論が可能となるようなモデルの開発がまたれると思われる。

参考文献

- 1) AUERBACH A. J. and KOTLIKOFF L. J., "Simulating Alternative Social Security Responses to the Demographic Transition" National Tax Journal 1985
- 2) DIAMOND P., "National Debt in a Neoclassical Growth Model" American Economic Review 1965
- 3) ECKSTEIN Z. and WOLPIN K., "Endogenous Fertility and Optimal Population Size" Journal of Public Economics 1985
- 4) KOTLIKOFF L., "Social Security and Equilibrium Capital Intensity" Quarterly Journal of Economics 1979
- 5) SAMUELSON P. A., "An Exact Consumption-loan Model of Interest With or Without the Social Contrivance of Money" Journal of Political Economy 1958
- 6) SAMUELSON P. A., "The Optimum Growth Rate for Population" International Economic Review 1975
- 7) 市川 洋 "2025年の社会保障負担" 計画行政 1985

オールド自由主義の福祉国家危機論と 社会的秩序政策

大谷津 晴 夫

(南山大学経済学部講師)

はじめに

ビルマルクの社会保険から起算するならば、ドイツにおける社会国家(=福祉国家)の歴史はちょうど1世紀を迎えたことになる。この間、社会国家的活動の拡大を素直に「社会的進歩」と受けとめる見方に根本的疑念が呈せられることはまずなかったと言ってよい。しかし、社会国家の成長にいよいよコントロールが失われて自律的運動の様相を呈し始め、その結果歯止めがきかなくなった財政支出の膨張が1970年代中葉に各種社会保障制度を深刻な財政危機に陥し入れるようになると、社会国家の量的拡大をそのまま社会的進歩と等置するようなナイーブな認識ではすまなくなったことに多くの人々が気づき始めたことは確かで、社会国家に対する根本的反省の必要性が各方面から声高く叫ばれるようになった。この福祉国家問題が特に1970年代中葉以降において公共的論議の中心に躍り出てくるといった事態は、西ドイツに限られた現象ではなく、西側先進諸国に共通のものである。モスドルフ(S. Mosdorf)が「社会政策のルネッサンス」と称した西ドイツにおけ

る近年の社会政策論議の隆盛現象も、西側先進諸国に共通のいわゆる「福祉国家の危機」を背景にしていることは論をまたない。¹⁾

I 福祉国家批判のスペクトラム

本稿の狙いは、この西ドイツにおける近年の福祉国家危機論の主張のポイントを紹介することにおかれている。しかし、この「社会政策のルネッサンス」は、その背後に控えている経済的利害や政治的立場が様々に分岐していることに加えて、問題へアプローチする際の理論的拠点が多極化していることもあって、簡単な紹介では収まり切らない多彩なスペクトラムを見せている。例えば、モスドルフの福祉国家批判論の4分類は、(1)主権的秩序国家から法治国家、社会国家さらには給付国家という具合に国家機能が変質してしまったことに対する保守主義的な国家論次元の批判、(2)社会自由主義の福祉国家構想に対するオールド自由主義²⁾の立場からの批判、(3)計画主義と市民の被後見化に対する支配社会学的見地からの批判、(4)国家の営む社会政策にみられる非効率と官僚主義化に対する批判、である。³⁾

シュトラッサー (J. Strasser) は、社会国家の限界論を構成する中心的テーゼとして次の5つの論拠を取り出している。⁴⁾

1) 「公正な社会秩序という目標は既に達成されている。」これはキリスト教民主同盟 (CDU) とキリスト教社会同盟 (CSU) においては「経済評議会」やその他の特権的グループの利害状況に呼応した主張で、今以上の社会的分配の必要を認めない。

2) 「社会民主主義の社会国家は新たな差別化と貧困を産出している。」これはガイスラー (H. Geißler) の「新社会問題」構想のテーゼであり、⁵⁾ CDU・CSU 政権のスペクトラムにおいては「社会委員会」や慈善諸団体の利害状況を反映している。

3) 「社会国家の拡大は個人の自由を脅威にさらした。」このテーゼは、私的市民の自律性 (自己決定・自己責任) 原則に侵害を加えることによって市民を絶えず被後見状態におく社会国家の父権主義的姿勢をついた批判である。カトリック社会理論を支える基本原理のひとつである「補完性原理」 (Subsidiaritätsprinzip) もこの種の批判タイプに含まれるとみてよいだろう。

4) 「社会国家のこれ以上の拡大は経済の効率性と個人の業績動機づけを危機に陥しいる。」実質的平等ないし「結果の平等」を法的手段だけでなく行政手段を用いて保障することが社会国家の任務とされる限り、それは業績主義による組織原理と相容れない関係にあり、従って、後者の原理を基本にしている経済システムの効率性を損うことになる、というのがこの批判の趣

旨である。

5) 「オールド自由主義の立場からの秩序政策的論拠」近年このタイプの福祉国家危機論はシステム論的な分析の枠組や術語法を多く採り入れるようになり、システム制御の見地から福祉国家に伏在する制御欠陥に狙いを定めてきている。

以上の福祉国家限界論の整理枠にマルクス主義の側からの批判は入っていないので、これを含めると福祉国家批判のスペクトラムはさらに広がり複雑性を増すことになる。限られた紙数の中でこれらの福祉国家批判論のすべてに目配りするとなると、どうしても内容のない総花的紹介になりがちである。それでは意味がないので、本稿ではオールド自由主義の新世代派の福祉国家危機論と社会的秩序政策に的を絞りたいと思う。結局のところ、オールド自由主義の福祉国家論が福祉国家批判の先頭に立つ中心的理論であることに疑問の余地はないというのがその第1の理由である。それに現実政治の面でも、このオールド自由主義が、1982年10月にCDU主導の連立政権が誕生して以来、政府の社会政策プログラムの産出過程にキリスト教社会派とともに決定的影響力を揮う地位についてのことから、社会政策の実践を左右する有力な理論勢力として目の離せない存在になっているからである。本来ならば、社会民主主義サイドで模索されている社会政策再生の試みも取りあげてそのオールド自由主義の社会的秩序政策とは対蹠的な改革の方向を紹介しておきたいところだが、これについては次の機会に譲らざるをえない。⁶⁾

II 福祉国家の危機の諸相

オールド自由主義といってもここで問題にしているのは、経済学者のヘルダー＝ドルナイヒ（P. Herder-Dorneich）や政治学者のデトリング（W. Dettling）などに率いられたグループのシステム制御の見地からの社会国家の危機分析である。⁷⁾ 彼らはオールド自由主義の秩序政策の伝統を継承しながらも、他方では、非市場ということから社会領域を秩序政策の適用外においてきたそれまでの自己制約を破ることに躊躇しない。むしろ彼らは、社会の内部構造の転換にともなってコンフリクト潜在圏と化したこの社会領域においてこそ制御の必要性が飛躍的に高まっていることを訴えて、この領域に準市場的な秩序政策の導入を図るといふ新しい動きに出ている。従って、オイケン（Eucken）、リュストウ（Rüstow）、ミュラー＝アルマック（Müller-Armack）等のオールド自由主義の旧世代から区別する意味で彼らを「新世代派」と呼ぶのが適当であるように思える。

「社会国家の危機」あるいは「社会国家の限界」として言い立てられた問題状況は各論者によってまちまちであるが、社会国家の制御欠陥をその中心に据える点でオールド自由主義の新世代派は一致している。例えば、秩序政策の新しい展開を代表するヘルダー＝ドルナイヒも、社会国家の拡大が制御不能の状態にあるときに「社会国家の危機」と定義している。⁸⁾ この定義を構成する2つの条件である社会国家の①拡大現象

と、②制御不能、を示す徴候として彼はいくつかの例をあげている。①の徴候としては、社会国家体制の中で生み出される「要求インフレーション」（Anspruchsspiralen）と「費用爆発」（Kostenexplosionen）、②の制御不能状態に陥ったことを示す徴候としては、人々の目的合理的行動を妨げてしまう社会国家諸制度の「不透明性」（Intransparenz）、そしてそれらの制度に伏在する「合理性の罟」（Rationalitätsfallen）、制度設計にあたっての「社会工学的失敗」（Sozialtechnisches Versagen）、制度が錯綜性を極めているために情緒的行為を容れる余地を無くしてしまっている「疎外」（Entfremdung）、そして最後に、社会国家諸制度のもたらす帰結が統轄の見地からみて受忍限度を越えた場合に生ずる「正統性の喪失」（Legitimationsverlust）があげられている。⁹⁾

以上のヘルダー＝ドルナイヒの社会国家危機論では、危機の定義水準がシステムとしての制度のレベルにおかれることによって、「システム欠陥としての危機」に分析の照準が合わせられている。勿論、そのシステムを生きる人間の体験世界に焦点を合わせて人間の心理や相互行為のレベルで危機現象の把握を試みることも可能である。この規範的諸構造の定義水準に力点をおいて社会国家の危機を問題にするのが、クラゲス（H. Klages）の社会心理学的アプローチであり、¹⁰⁾ シュロッター（H.-G. Schlotter）などが行っている制度規範における整合性欠陥をつく規範分析的アプローチである。¹¹⁾ クラゲスのテーマは、社会国家の拡大が

相互行為を規制する互酬性規範ないし等価交換規範に及ぼす侵害によって社会心理的安定性の地平にもたらされる諸問題の解明と対策の検討である。シュロッターの方は、社会保障の担い手を誰にするかの決定を下す際に準拠可能な2つの原理である「連帯性原理」(Solidaritatsprinzip)と「補完性原理」(Subsidiaritätsprinzip)、また、給付の支給を裁定する際に依拠しうる選択可能な2つの原理である「目的原理」(Finalprinzip)と「因果原理」(Kausalprinzip)などを取りあげて、それらの制度規範の間の整合性を検討することがテーマである。

J. ハーバースが社会組織の2つの原理として用いている「システム統合」(Systemintegration)と「社会統合」(Sozialintegration)との対概念装置を引き合いに出すならば、¹²⁾ システムの制御問題を主題化の中心に据えるヘルダー＝ドルナイヒの方は社会国家のシステム統合の相に分析の照準を合わせているのに対し、相互主体性の構造としての規範的諸構造の地平に分析のメスを入れるクラークスやシュロッターのアプローチは社会国家の社会統合の相を問題にしていると言いかえることができるかもしれない。

しかし一般的に言えば、オールド自由主義の理論体系の中に社会統合の相にかかわる諸問題を本格的に主題化して首尾一貫した究明を行う場所は用意されていないとみて差しつかえない。なぜなら、この理論体系の基礎にある人間前提は、間主体的地平を内部にもたずに専ら「利己心」(self-interest)の命ずるままに利害得失の合理的計算に従っ

て行動するところの「経済人」(homo oeconomicus)に他ならないからである。¹³⁾

このようなモナド的人間理解の下では、相互主体性の構造と不可分の関係にある社会統合の次元の問題が首尾一貫した形で主題化されることはない。従って、ヘルダー＝ドルナイヒに代表されるように、オールド自由主義新世代派の社会国家分析は、個別的利害によって動機づけられた「経済人」の戦略的行動を前提にした場合のシステム統合の諸問題に関心を集中させるので、この分析スタンスにおいてはシステムの技術的制御の見地が際立つことになる。

社会国家が行っている給付の内容を検討してみると、社会国家の拡大が防衛・治安・司法等の国家本来の古典的給付の部分ではなしに、社会保障制度を介して供給される各種の扶助給付や教育等の準備的給付の部分で生じていることは統計的に確認される。国家の責任の下にその供給が組織化されたこのような給付は、共同供給や共同消費を特徴としているために、通常の私的財の場合と異なって「排除原則」がうまく働かない公共財の性質をおびている。しかし、社会国家はこのような公共財ないし集合財を幅広く供給することに公的責任を負う体制である以上、公共財の供給と消費につきまとう諸問題をも同時に背負いこむことにならざるをえない。ヘルダー＝ドルナイヒに代表される新世代派は、この公共財およびその類似現象としての集合行為をめぐる問題次元から、社会国家に内在するシステム統合問題を見据えているのである。

排除原則が働かないとなると、「利己心」

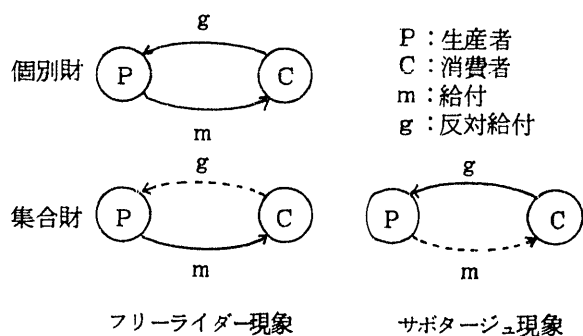
の利害得失計算に従って動く「経済人」の
 こうどう様式を前提する限り、集合財の需
 給をめぐる個人レベルの行動合理性と集
 団レベルの行動合理性との間に亀裂が入り、
 相矛盾する別個の合理性として乖離してし
 まうことになる。これがいわゆる「合理性
 の罫」(Rationalitätenfalle)である。集
 合財の供給システムや集合行為においてこ
 の合理性の罫は、「フリーライダー現象」
 (消費者サイド)や「サボタージュ現象」
 (供給サイド)となって現われる。給付・
 反対給付原則 (do et des) の厳格な規制
 に服する通常の個別財と異なり、集合財の
 供給や消費には常にこのような形の制御欠
 陥が内在している。(図1参照)。

このような集合財を供給する際には相反
 する方向で問題が生ずる可能性がある。す
 なわち、集合財に対する需要を偽って過少
 に申告することから生ずる過少供給の問題
 と、逆に、費用負担の制度として定額拠出
 制が採用されている場合などに起りうる過
 剰供給の問題である。費用を負担せずとも
 消費に与ることができるにもかかわらず
 (排除原則の適用不可能性)、集合財に対
 する自分の需要を正直に申告してそれに見
 合う費用を負担するのは、「経済人」の立

場からすれば愚かな行為である。従って、
 このような「経済人」 (=フリーライダー)
 が数を増すにつれて集合財の供給は覚束な
 くなる (過少供給)。社会国家が導入した
 「強制」は、こうしたフリーライダー行為
 を防止して集合財の供給を可能にするため
 に案出された重要な手段とみることができ
 る。しかしながら、例えば定額拠出制など
 による強制的な費用負担制度でさえも、個
 人の費用負担と給付との間にある格差を完
 全に埋めるものではないので、自己負担分
 以上の給付を得ようとする行動誘因の発生
 を押えることができない。受益者負担原則
 から外れた強制的な定額拠出制の下では他
 人のそうした費用のツケ回し行為を回避す
 ることができないので、自分も同じ行為に
 出てその費用を他者に転嫁しようというこ
 となる。こうして、互いの負担転嫁行動
 は結果的に拠出料の引き上げを招くこと
 になるが、この引き上げが再び他者への費用
 転嫁戦略を誘発するので、無際限の悪循環
 にはまりこんでしまう。このようにして消
 費需要は限りなく上方に向かってシフトし
 ていくことになるが、この需要拡大が消費者
 の真の選好に基づいたものでないことは明
 らかである (要求インフレーション)。

従って、残された頼りは供給サイドにお
 ける歯止めということになるが、社会国家
 的活動の拡大はポストの増加につながるの
 で、供給者としての官僚制組織自体が社会
 給付の拡大に同調する利害構造をもってい
 る。また、選挙という手段を用いて供給サ
 イドにチェックをかける方法も考えられる
 が、政治家と投票者、投票者としての利害

図1



と消費者としての利害との間に仕掛けられた合理性の罠のために、抑制を求める政治活動自体がタダ乗り可能な集合行為となってしまう、政治家や官僚組織に対する首尾一貫した費用抑制圧力を形成することができない。こうして結局のところ、供給サイドからこの消費拡大に歯止めをかける企ても失敗に帰してしまう（過剰供給）。

このように社会国家が提供する給付には、その需要サイドでも供給サイドでも、幾重にもつながった合理性の罠が待ち構えているのであり、そのように方々に仕掛けられた罠に現にはまり込んでしまっているところに社会国家拡大の真因が探しあてられる。¹⁴⁾従って、この分析立場に立てば、社会国家の拡大をそのまま「社会的進歩」とみなして両手を上げて喜ぶことはできないはずであり、現在の社会給付には、真の需要とは程遠いかなりの「社会的ムダ」(social slack)が含まれているとみるべきだ、というのがオールド自由主義新世代派の主張である。

ヘルダー＝ドルナイヒに代表される社会国家の危機分析が依拠している理念的モデルは、結局のところ、先のクラーゲスなどと同じく、市場システムに典型的にみられる給付・反対給付の等価交換原理の規制に服する自己制御システムであると言えよう。集合財の供給システムは確かにこの自己制御システムから逸脱している（図1参照）。この意味で社会国家の拡張は、一方では、相互行為の安定化原理であった等価交換原理を侵害することによって社会統合を侵食し、¹⁵⁾他方では、単純自己制御システムからの逸脱によってシステム統合の安定を脅か

すことになるのである。そうしてみれば、福祉国家の病弊として常に批判の槍玉に挙げられることになる公共財に対する消費者の物取り主義的心性、要求インフレーション、フリーライダー心理、そして各種社会保障制度における費用爆発などの一連の危機的現象は、等価交換原理を組織化原理としていた社会組織における構造転換に付随して社会統合およびシステム統合の地平に現われてきた問題現象であることがわかるのである。

等価交換原理を侵害する要素としてさらに付け加えるならば、社会保障の給付の決定にあたって、ニーズの発生事実を中心に置いてそれ以外の支給要件を問わない「目的原理」が、受給資格の取得を支給の前提条件として課す「因果原理」に代って採用される場合も、フリーライダー心理の助長を通じて給付・反対給付ルールを損ねることになろう。

また、「行政システムの合理性欠陥」として括ることのできる社会国家諸制度の錯綜性も、個々人の費用負担と便益享受との間の帰属関係の識別を困難にさせるので、等価交換原理の失効化と類似の効果をもたらすはずである。一般的にみて、等価交換関係に加えられる侵害は業績主義の動機づけを弱め、フリーライダー心理を強化する方向に働くとみて間違いないだろうと思われる。

オールド自由主義の新世代派が、上に素描したように集合財の需給に伏在する制御欠陥を社会国家のアキレス腱的問題として重視していることに間違いはないが、これ以

外に組織化社会やサービス社会化にともなう制御問題の重心の移動にも注意を怠っていない。¹⁶⁾

オールド自由主義新世代派にとっての組織をめぐる社会問題は、経済および政治の地平における組織化された利害と非組織利害との間の利害代表力の非対称性から生ずる様々なコンフリクトである。この場合も、公共財理論から発展した組織化可能性についての集合行為論の分析が多いに利用され、制御的見地から組織の問題に分析のメスが入れられている。

他方、サービス社会化にともなう問題は、そもそもサービス供給には通常の財にはない特異性が備わっていること、また量的にも、脱工業社会においてはそのサービスが経済活動の中心を占めるようになることから生れてくる。

教育や医療のケースに典型的に示されているように、サービス供給の際には生産は直接顧客に対してその都度行われることになり、生産行為と消費行為は同時的かつ一回的であるという意味で同一行為である。従って、サービス供給の際には生産者と消費者との双方の協働がなければその目的は成就しえないのである。このサービス供給に特有の性質をヘルダー＝ドルナイとは「同一行為原理」(uno-actu-Prinzip)と名付け¹⁷⁾、そこに伏在する制御問題を検討している。

「同一行為原理」から直接間接に派生してくるサービスの属性として、①貯蔵不可能性、②輸送不可能性、③合理化チャンスの不足、④不等質性、⑤高い所得弾力性、

などの特徴がある。これら一連の属性は、通常の財ならば可能となるはずの市場による効率的処理を阻む障害となる。

①と②については説明を加えるまでもないだろう。③は「同一行為原理」に直接帰因するもので、生産行為と消費行為との間の分離不可能性が生産過程の合理化を妨げてしまうのである。④についても、サービス供給が本来多様なニーズをもった顧客相手のその場その場の一回的給付であることを念頭におけば理解される。この不等質性はサービス相互の質的比較を困難にし、給付の評価を不可能にさせてしまう場合も稀ではない。サービス給付を評価する客観的手立てが見つからないことから、えてして消費者はその価格でもって給付の質を評価しがちである。すると、価格の上昇がかえって需要を伸ばすという一見奇妙な現象もでてくる。あるいはまた、サービス給付に付きもののこのような不透明性が、消費者が自らの判断に従って需要を決定することを困難にさせてしまうので、専門的知識をもった供給者の他律的判断に需要の決定を委ねてしまうといったケースも出てくる。こうなると供給それ自体が需要を決定することにも等しいので、需要による歯止めを外された自律化したサービス供給は、際限なく拡大を続けていくことになる。⑤の所得弾力性が高いという性質も、サービスに対する需要を加速化する方向に働く要因である。

このように市場による制御になじみにくいサービス供給が産業活動の中心を占めるようになれば、脱工業社会における制御

問題の重心は、当然、第1・2次産業部門から第3次産業部門に移動してくる、とオールド自由主義新世代派はみるわけである。この点に関してヘルダー＝ドルナイヒは次のような認識を示している。「サービス供給は工業と違って純粋な市場経済では容易に克服できない幾つかの問題を提起する。サービス供給部門の相対的拡大に応じてこうした問題の比重も増してくる。今日の医療制度や教育制度に生じている費用爆発が例示しているように、そうした問題がしまいには社会を破裂させてしまいかねないほどの問題圧力をもってくることも考えられる。」¹⁸⁾

III 社会的秩序政策

さて、以上の如くに捉えられた社会国家をめぐる問題状況は、学問に対して一体どのような課題を突きつけることになるのだろうか。オールド自由主義新世代派は、これを学問に突きつけられた3重の挑戦として受けとめている。第1は、まず現象をしっかりと把握し、安定化のための適切な社会学技術を開発することである。その際に、焦眉的である制御欠陥の発生場所が、これまでに学問的関心の中心を占めることのなかった社会国家の諸領域であることが、第2の挑戦的課題を提供しているのである。つまり、こうした問題領域にアプローチするには、これまでと違った新しい考察方法に依拠する必要があるし、研究重心の移動も不可避である。学問に対する第3の挑戦は、社会国家の諸システムに対して秩

序政策的立場からの洞察を加えた上で、問題の解決策を求めるにあたっては、危機管理を狙いとした個別的介入で満足することなく、全体の作用連関を包摂したひとつの秩序を得るように努めなければならない、という要請から出てきている。¹⁹⁾

ヘルダー＝ドルナイヒに代表されるオールド自由主義新世代派は、「経済システム論」や「社会サイバネティクス論」の枠組に近年躍進著しい「新政治経済学」の提供する重要な貢献を取り込むことによって、こうした要請に応えようとする。²⁰⁾ 後者の「新政治経済学」は、1950年代末に初めは「選挙の経済分析」や「政治の経済分析」として登場したものであるが、その後、制度の理論としての一般化を目指す一派も徐々に形成されるなどして、近年急速に注目を集めるようになった。社会国家における制御問題発生の中心的場所と判断された社会領域への侵攻を狙う新世代派にとってみれば、非市場領域への経済分析手法の応用から始まった「新政治経済学」がこの間に開発し蓄積してきた各種の分析装置や制御のためのノウハウおよび制御手段のストックは、確かに魅力的な武器庫と映るに違いない。ともかくも、このような理論的陣容を背にして、社会国家的な諸領域が陥っている拡大の螺旋運動に歯止めをかけ、これを均衡に向けて誘導するための戦略が、新世代派の掲げる「社会的秩序政策」(soziale Ordnungspolitik)なのである。

新世代派にとって最も基本的と思われる政策課題は、社会国家を安定化させる制御技術の開発である。彼らは、社会国家のア

キレス臆である「合理性の罟」からの脱出、すなわち、個別利害を一般利害に転化する課題を、複雑な利害葛藤の下におかれた道徳的主体の超自我機構に訴えて（「道徳的説得」moral suasion）、個人の自主的解決に委ねようとしても所詮無理な話であるとする。とすれば、残る方法は、個別利害によって動機づけられた「経済人」の戦略行動を与件として認めてしまった上で、そうした個別行動が結果的に一般利害を実現するにその外的条件を効果的に組織化することである。この道徳的主体に任せられていた機能を肩代わりさせるべく設計された外的刺激の体系がとりもなおさずここでの制御技術である。言いかえるならば、秩序政策が目指している社会制御技術とは、「見えざる手」の論理がプラスに働くように設計された外的刺激の体系にはほかならない。こうした社会制御技術の開発と適切な運用こそが、オールド自由主義新世代派の考える社会領域での秩序政策の課題なのである。

社会的秩序政策は「包括的秩序政策」(umfassende Ordnungspolitik)と言いかえられる場合があるように、新世代の秩序政策には、①秩序政策の適用される領域の包括性、②使用される制御手段の包括性、そして③秩序政策が導入されるレベルの包括性、などの特徴がある。

秩序政策の適用場面が非市場領域にまで押し広げられてくると、当然のことに市場という制御手段だけに頼りかかっているわけにはいかなくなる。ここで注目されるのが、「新政治経済学」が開発してきた、選

挙、グループ交渉、官僚制、それに異議申し立てと退出などの制御媒体なのである。

しかし、社会的秩序政策には致命的な難点があるように思われる。それは、秩序政策の遂行主体がオールド自由主義の理論体系の中からは現われてこないという決定的なアポリアである。言いかえれば、ヘルダー＝ドルナイヒが「個別合理性」「集団合理性」を越えた最上位の合理性として言及したにとどまったところの、社会的利害を斟酌する「メタ合理性」の担手がこの理論体系の中に居場所を見い出せないのである。これは間主体的地平を持ちあわせない「経済人」の人間前提の上に社会制御技術の樹立を目指す「社会工学」には不可避のアポリアなのである。

おわりに

さて、ここまでオールド自由主義新世代派の福祉国家危機論や社会的秩序政策のあらましを紙幅の許す限り概観してきたところで、最後に改めて新世代派の秩序政策の特徴と問題点を思いつくままに拾いあげてみよう。

1) 新世代派の究極の狙いは、社会国家全般の制御を管掌する「社会工学」の確立である。この意味では、社会的秩序政策と並んでよく用いられている「包括的秩序政策」の呼称の方が新世代派の秩序政策の狙いとするところをよく伝えているとも言えるかもしれない。

2) 制御の見地から問題化しなければならない領域が広がってくると自体につい

ては、社会史上の過程にも止目した説明を付け加えておくべきだろうと思われる。すなわち、制御政策としての秩序政策に対する需要が各領域に広がるという事態を裏返して見てみれば、それは、相互主体性の構造を通じてそれまで伝統的に維持されてきた社会文化インフラストラクチャーに亀裂が入り、その結果コンフリクト潜在圏と化したその領域が制御の必要のために社会統合の地平からシステム統合の地平に移されてくることを意味している。言い換えれば、社会統合の行動圏とシステム統合の行動圏とを分ける境界線のこうした移動は、戦略的・功利主義的行動圏が政治・文化・伝統的生活分野の中に侵出してくることに他ならない。

3) 新世代派は最後の段になって集団レベルの合理性の洞察とそれへの自己定位を説くがこの「啓蒙」が、個別レベルの目的合理性のみに従う戦略的行動者を大前提に置いている自らの理論体系に対する裏切り行為であることは明白であるにもかかわらず、彼らはそれが理論的飛躍であることを自覚していないようである。このような啓蒙が可能となるためには、啓蒙の受け手である戦略的行動者は、各レベルの行動合理性の是非の判断を司る最終審決機関としてヘルダー＝ドルナイヒによって措定された「メタ合理性」の命令に服する義務を自らに課すことのできる道徳的主体でなければならぬはずである。しかし、ヘルダー＝ドルナイヒの「合理性の罫」の問題構制の中でこのメタ合理性についての論究は皆無であり、そのことは、彼ら新世代派の理論

体系の基礎にある「経済人」に相互主体的地平が欠如していることと深く関係している。

4) 以上に関連して、社会的合理性の学習と社会統合を可能にする参加過程を制度化した社会政策を考えるヴィドマイアー (H. P. Widmaier) の社会政策構想は注目に値いすると言えよう。この意味で社会統合に照準を合わせた「参加科学」を志向するヴィドマイアーの社会政策構想の方向は、システム統合に照準を合わせた「社会工学」を志向する社会的秩序政策とは対蹠的位置に立つことになるからである。今回紹介のできなかつた社会民主主義サイドにおける社会政策改革の試みも、この方向に再生の道を探ろうとしていることを付記しておく。

(注)

- 1) S. Mosdorf, Die sozialpolitische Herausforderung: Wohlfahrtsstaatskritik, Neue Soziale Frage und die Zukunft der deutschen Sozialpolitik, Köln 1980, S.15f.
- 2) 新自由主義のことで、ORDOと略称される年報Jahrbuch für die Ordnung von Wirtschaft und Gesellschaftを拠点にして論陣を張ってきたのでこの名がついた。
- 3) S. Mosdorf, a. a. O., S.36~57.
- 4) J. Strasser, Grenzen des Sozialstaats? : Soziale Sicherung in der Wachstumskrise, Köln 1983, S.40~59
- 5) H. Geißler, Die Neue Soziale Frage : Analyse und Dokumente, Freiburg 1976, 参照。もっぱら労資の階級コンフリクトに

照準を合わせてきた伝統的社会政策からは
 死角に隠れ、従ってその救済の綱の目から
 こぼれ落ちがちであった社会の非特権者層
 や非組織者に齎寄せされた諸問題が、「新
 社会問題」と称されている。従ってこれは、
 19世紀以来の労働者問題としての社会問題
 の切り取り方と違って、生産過程外の生活
 諸領域に眼を向けてその次元で問題を捉え
 ようとするとところに特徴がある。

- 6) 具体的に文献名を挙げるとすれば、ドイツ労働組合連合(DGB)付属の経済・社会科学研究所の研究員シュタントフェスト(E. Standfest)を中心とするプロジェクトチームがまとめあげた研究報告書
 Sozialpolitik und Selbstverwaltung: Zur Demokratisierung des Sozialstaats, Köln 1978, が、社会民主主義サイドにおける社会政策改革の具体的見取図を示した研究として大いに注目される。
- 7) オルド自由主義新世代派を核に据えた共同の仕事が、現在次のような形で公刊されている。 W. Dettling (Hrsg.), Macht der Verbände – Ohnmacht der Demokratie?, München 1976; W. Dettling u.a., Die Neue Soziale Frage und die Zukunft der Demokratie, München 1977²; W. Dettling (Hrsg.), Die Zähmung des Leviathan, Baden-Baden 1980; P. Herder-Dorneich, H. Klages, H.-G. Schlotter (Hrsg.), Überwindung der Sozial-

staatskrise, Baden-Baden 1984; F. Fürstenberg, P. Herder-Dorneich, H. Klages (Hrsg.), Selbsthilfe als Ordnungspolitische Aufgabe, Baden-Baden 1984.

- 8) P. Herder-Dorneich, Sozialstaatskrise und Soziale Ordnungspolitik, in: P. Herder-dorneich, H. Klages, H.-G. Schlotter (Hrsg.), a.a.O., S. 24.
 9) A.a.O., S. 24f.
 10) H. Klages, Gesellschaftliche Probleme des Sozialstaats – Dimensionen und Lösungsperspektiven, in: a.a.O., S. 101–127.
 11) H.-G. Schlotter, Die Grenzen des Sozialstaates als normatives Problem, in: a.a.O., S. 69–99.
 12) J. Habermas, Legitimationsproblem im Spätkapitalismus, Frankfurt a.M. 1973, S. 12–19,
 細谷貞雄訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店, 1979年, 5～12頁。
 13) W. Dettling u.a., Die Neue Soziale Frage und die Zukunft der Demokratie, a.a.O., S. 137; P. Herder-Dorneich, Der Sozialstaat in der Rationalitätenfalle: Grundfragen der sozialen Steuerung, Stuttgart 1982, S. 23ff.
 14) P. Herder-Dorneich, Der Sozialstaat in der Rationalitätenfalle, a.a.O., 97.
 15) H. Klages, a.a.O., S. 107f.
 16) 注7) に挙げておいた文献の中では最初の3点が主にこれらの問題に取り組んでいる。
 17) P. Herder-Dorneich, Soziale Ordnungspolitik: Mit neuen Strategien gegen Steuerungsdefizite, Stuttgart 1979, S. 42, sowie W. Dettling u.a., a.a.O., S. 77.
 18) P. Herder-Dorneich, Soziale Ordnungspolitik, a.a.O., S. 42.
 19) P. Herder-Dorneich, H. Klages, H.-G. Schlotter (Hrsg.), Überwindung der Sozialstaatskrise, a.a.O., S. 7f.
 20) P. Herder-Dorneich, Sozialstaatskrise und Soziale Ordnungspolitik, a.a.O., S. 17–24.
 21) H. P. Widmaier, Sozialpolitik im Wohlfahrtsstaat: Zur Theorie politischer Güter, Hamburg 1976, S. 167–169.

健康の経済学(7)

ヘルス・エコノミックス研究会

- I 病院部門の経済分析
- II 国民保健サービス(NHS)と私的分野の導入

I 病院部門の経済分析

Peter C. Coyte, "The Operation of the Hospital Sector: Towards a Diagnosis," *Southern Economic Journal*, January, 1985

倉澤資成
(横浜国立大学助教授)

この論文は、病院部門の一般的な分析枠組みを提示し、それを用いて、いくつかの論点について検討することを目的としている。アメリカの制度を前提とした論文であるが、わが国の医療を対象とした理論的・実証的分析を行う際にも、十分参考になると思われる。モデルはやや複雑なので、ここでは、基本的な枠組みだけを紹介することにしたい。

I 消費者

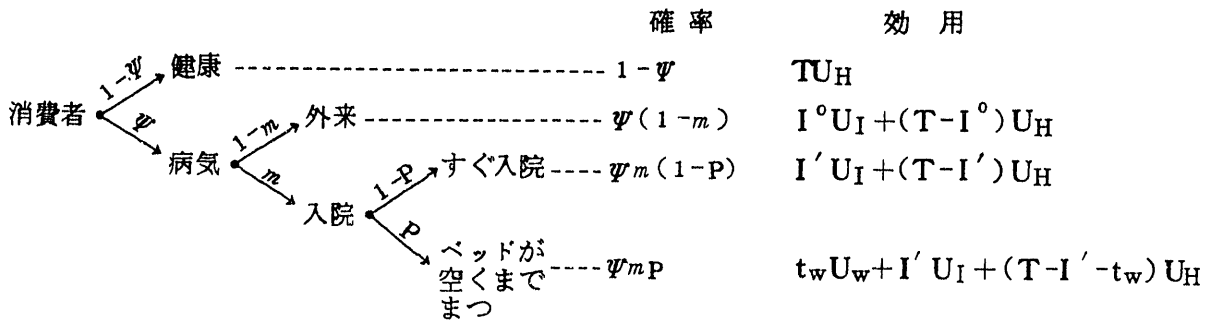
病院によって供給される医療サービスは、すべて一般的な医療保険収入によって賄われ、消費者は直接料金を課せられることはない、と仮定される。

代表的消費者は、一定期間Tに渡っての期待効用を最大にするよう行動する。図1を見ていただきたい。図には、T期間中に生ずる可能性のある四つの状況と、各状況が生ずる確率および各状況における効用が示されている。ここで、 Ψ , m , P はそれぞれ、矢印、の状況が生ずる確率である。それ以外の記号の意味は次の通り。

U_H , U_I , U_W : それぞれ、健康なとき、病気で治療を受けているとき、病気で空ベッド待ちをしているときの効用水準, I^0 , I' : それぞれ外来のとき、および入院のときの、治療期間の期待値, t_w : ベッドの待ち時間の期待値。

I^0 は、治療サービスSの減少関数であり、その弾力性 α は0と1の間の値をとる。さらに、 $I' \equiv \delta I^0$; $0 \leq \delta \leq 1$ と仮定される。

図1



消費者の期待効用 U^e は、各状況に対応する確率をウェイトとする効用の加重和であり、整理をすると次のようになる。

$$U^e \equiv TU_H - \psi \{ [1-m+m\delta] I^0(U_H-U_I) + mW(U_H-U_w) \} = U^e(S, m, W; T, U_H, U_I, U_w, \psi, \delta, \alpha) \quad (1)$$

ここで、 $W = Pt_w$ である。 W は、待ち行列の理論を用いると、 S と m の関数として表され、

$$\eta_m \equiv (m/W)(\partial W/\partial m) > 0, \quad \eta_S \equiv (S/W)(\partial W/\partial S) > 0 \quad (2)$$

となる。図2の曲線 W_0W_0 は、 W をある一定の水準 W_0 に固定したときの、 m と S との組合せを表している。

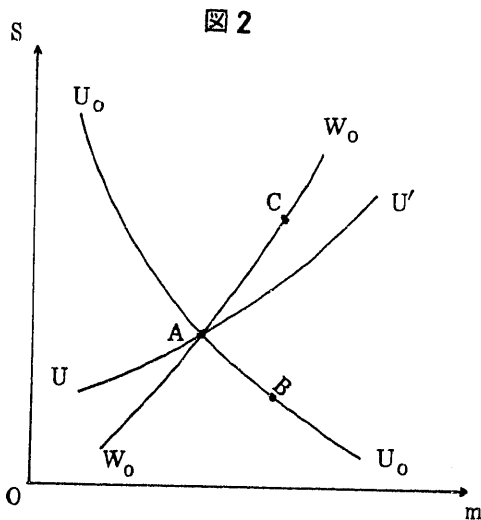


図2

曲線 U_0U_0 は、 $W = W_0$ という条件の下で、一定の期待効用水準 U_0 をもたらす m と S の組合せである。右下りの曲線となることは、(1)から簡単に確かめられるであろう。曲線 U_0U_0 は、 $W = W_0$ という条件付きの無差別曲線であるが、これに対して、曲線 UU' は、同じ期待効用水準 U_0 をもたらす、条件のない無差別曲線を表す。

曲線 UU' がAを通り、 W_0W_0 と U_0U_0 との間に位置するのは明らかであろう。たとえば、AからBへ移動することによって、 W が W_0 のままであれば、効用水準は変化しない。しかし、BはAよりも m が大きく、 S が小さいため、 W は増加せざるをえず、その効果を考慮すれば、効用は低下する。効用の低下を相殺するには、 m を一定とすれば、 S を増加させる必要がある。同様に、CはAよりも効用が高くなるため、Aを通る無差別曲線はCの右下になければならない。いうまでもなく、 UU' のような無差別曲線は、期待効用水準に応じて無数に描くことができ、左上に位置する無差別曲線上の組合せほど効用は高くなる。

2 病院

病院は、期待利潤を最大にするよう行動すると仮定する。病院の期待収入 R は次のように表される。

$$R = [\tau R_e + \theta R_c + (1 - \tau - \theta) R_f] N \quad (3)$$

ここで、 N = 登録者 enrolees の数、 $R_e = P_e$ = 登録者一人当りの Payment、 $R_c = P_c \Psi / (1 - \Psi)$ 、 P_c = 患者一人当りの payment、 $R_f = P_c S [1 - m + m\delta] I^0 \Psi / (1 - \Psi)$

P_f = サービス 1 単位当りの payment である。パラメータ τ 、 θ に値によって、病院の収入構造は変化する。すなわち、

$\tau = 1, \theta = 0$: capitation hospital

$\tau = 0, \theta = 1$: hospital financed on a per case basis

$\tau = \theta = 0$: fee-for-service hospital

一方、期待総費用 C は、

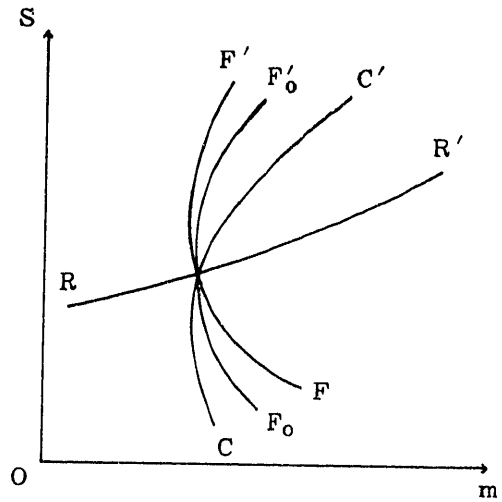
$$C = (\zeta / \beta) \lambda^* + C_F$$

で表される。ここで、 $\zeta = \beta [1 - m + m\delta (1 + C_m)] I^0 C^0$ 、 $\lambda^* = N \Psi / (1 - \Psi)$ 、 C_F : 病院経営者の reservation wage、 β : 病院の効率性を表すパラメータで N の減少関数、 C^0 : 外来患者の一日当り費用、 C_m : C' を入院患者の一日当り費用とすると $C' = (1 + C_m) C^0$ である。

期待利潤 π は R と C の差として定義される。長期には、競争の結果、各病院は正常利潤 π^* を得られるだけである。議論を簡単にするために、 $R_e = R_c$ と仮定しよう。

図 3 の曲線 CC' は、 $\tau = 0, \theta = 1$ ($\tau = 1, \theta = 0$) である病院の π^* をもたらず等利潤線である (この場合、収入 R が S

図 3



と m に依存しないから、 CC' は等費用曲線でもある)。 S が相対的に小さいときに、負の傾きとなっているのは、 S の増加による I^0 の減少の効果が、生産費上昇の効果を上回っていると考えられるからである。

曲線 FF' は、 $\tau = \theta = 0$ である病院の π^* をもたらず等利潤線を表す。交点 A においては、すべての病院は同じ期待収入を得ている。その収入水準を所与とする等収入曲線が、図の RR' である。 $0 < \tau, \theta < 1$ である病院の等利潤曲線は、たとえば $F_0F'_0$ のように、 A を通り、 FF' と CC' の間に位置することは明らかであろう。

消費者にとっては、左上の組合せほど効用が高いから、均衡においては、 $F_0F'_0$ は、 CA あるいは AF' によって dominate されてしまう。その結果、消費者にとっての機会集合は、 CAF' で表されることになる。

3 均衡

消費者の選好が等しく、同時に病院の費用関数も等しいときの均衡が、図 4 に描か

図4

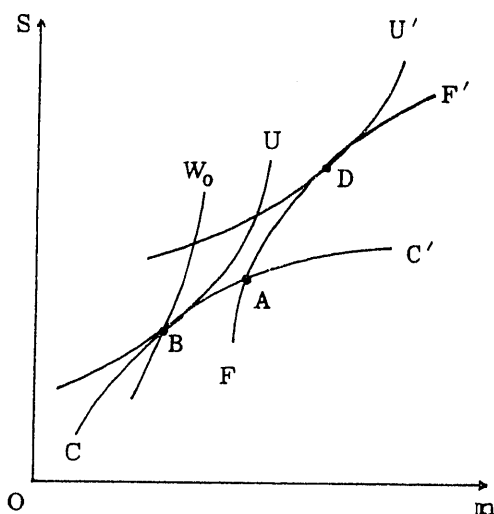
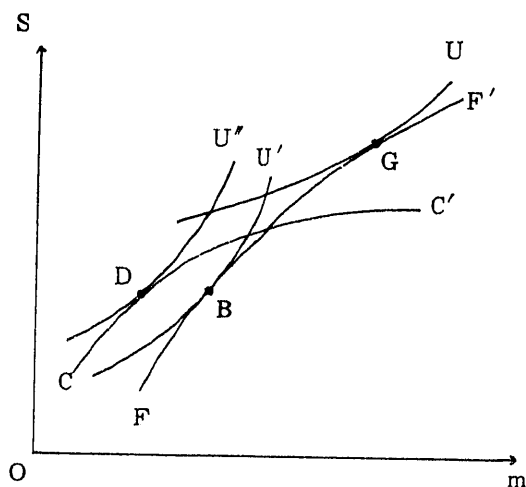


図5



れている。消費者の無差別曲線 U が、 C F' と接する B が均衡であり、そこではすべての消費者は *capitation hospital* か *hospital financed on a per case basis* の登録者となる。

均衡における $\{S, m, W\}$ は、さまざまな変数に依存する。たとえば、 U の増加は、無差別曲線の傾きを、 U から U' のように小さくし、均衡は D 点に移る。新しい均衡 D は、曲線 W_0 の下方に位置するため、 W は増加することが確かめられる。この結果は、*a fee-for-service basis* の病院の待ち時間が相対的に長くなることを示唆するものでもある。

消費者の選好や病院の費用関数が同質的でない場合には、市場が分断されるかもしれない。たとえば、消費者の時間に対する機会費用が差があるとしよう。相対的に高

い機会費用をもつ消費者の無差別曲線は、図5の U' 、 U'' のように傾きが急であり、逆に小さい機会費用の消費者のそれは、 U のようにフラットになる。その結果、機会費用の小さい消費者は、待ち時間 W が長くなる代りに、大きな S と m を需要できる G を選択し、機会費用の大きな消費者は、それとは逆の D を選択する。こうして、均衡は D と G の二点となり、市場は分断されることが、このモデルで説明されるのである。

以上が *Coyte* 論文のエッセンスである。十分に洗練された論文とはお世辞にもいえないし、細部には疑問も残るが、われわれが、わが国の医療問題の経済理論的分析を進める上で、示唆に富む視点を提供している、との評価は十分可能であろう。

II 国民保健サービス (NHS) と私的分野の導入

Alan Maynard and Alan Williams,
“Privatisation and the National Health Service, Julian LeGrand and Ray Robinson eds.”, *Privatisation and the Welfare State*, London, George Allen & Unwin Ltd, 1984, pp.95-110.

牛 丸 聡
(青山学院大学講師)

I はじめに

これまでに、本欄で紹介されてきた論文の多くは、テーマとして医療に関する問題を取り上げながら、程度差はあるものの、比較的がっしりとした数学モデルをつくり、そのモデルに基づいて理論、実証分析を行うというものであった。

それにひきかえ、本稿が紹介しようとする論文はこれまでに紹介されてきた論文とは若干形態を異にしている。数学モデルをつくり、それに基づいて理論・実証分析を行っているものではない。終始言葉だけで論述され、しかもこれまでの論文のように必ずしも緻密な分析がなされているものではない。一読した限りでは、簡単に通り過ぎてしまいそうなものである。にもかかわらず、紹介者は何故に、改めてその論文を取り上げて、読者に紹介しようとするのか一。

標記の論文はすでに示したように、*Privatisation and the Welfare State*, という本の中に収められている。その本は最近の英国経済を前提とした上で、福祉国家における私的分野の在り方について検討した極めて興味深いものである。そこでは、当該テーマを一般的に論じた部分の他に、特定分野として、医療、住宅、教育が取り上げられ、それぞれに関して多くの研究者によって論文が執筆されている。その中の医療という分野における公私の在り方について書かれたものが標記の論文である。

言うまでもないことだが、我が国でも経済の様々の面において民間活力の導入という用語で言及されているように、従来公的に行ってきた分野の一部を私的分野に委ねようということが検討されている。医療分野に関しても例外ではなく、最近になり、私的分野の導入が各方面で議論されている。このような動きは財政状況にも大きく依存している面もあるが、そればかりではなく、公的な在り方が招く非効率性が問題視され、そのことから私的分野の導入が検討されている面もある。

紹介者が標記の論文を読者に紹介しようとする意図は、標記の論文に整理されている医療における公私の在り方を検討する際に留意すべき視点を読者に示すことが、我が国において医療の公私の役割分担の問題を検討する際に大きな手助けとなると考えたためである。もちろん標記の論文の執筆者達は国民保健サービス National Health Service (NHS) という英国における現行の公的医療制度を前提としながら、それ

と私的分野とを比較して議論を行っているが、そこにおける議論は我が国における問題を考える場合にも十分に適用できる。以下、紙幅の制約上、標記の論文における内容のほんの一部だけを紹介するが、読者は本稿を補うためにも標記の論文を是非に熟読してほしい。

2 イデオロギー

治療(health care)の供給の在り方を見る場合、その根底にイデオロギーとして二つの見方がある。イデオロギー(Ideology)というところを誤解してしまうが、ここでは思想的意味ではなく、治療供給としてどのような点を重視するかという一種の価値観としての見方である。

第一の見方は、自由主義的アプローチとも呼べるもので、治療へのアクセス(access)も社会における報酬制度の一部であると考えられるものであり、人々がより多くのより高い質の治療を望むならば、人はそれを得るために自らの所得・資産を使用すべきだというものである。

第二の見方は、平等主義的アプローチとも呼べるもので、治療へのアクセスは市民の権利であり、所得・資産によって影響されるべきでないというものである。

現行の英国では、基本的には第二の見方を取りNHSという制度を採用しているが、それとともにNHSのおかれた独占的供給者・独占的雇用者ということが招く危険にも目が注がれ、第一の見方にも関心がよせられている。

3 治療供給制度における公私の比較

2においては、イデオロギーという一種の価値観から治療供給制度の在り方について考えたが、より経済学的に、たとえば四つの視点から、すなわち需要・供給・調整機構・サクセス規準という視点から私的供給制度と公的供給制度(NHS)とを比較してみる必要がある。

標記の論文では、まず、もし理想的な形態で私的供給制度・公的供給制度(NHS)が運営されている場合に、上記の四つの視点におけるそれぞれがどのような特徴をもつかが比較されている。ところで、実際にはそれぞれの制度とも理想的な形態で存立することは難しく、何らかの歪み(distortion)をともなって不完全な形態で存立している。そこで、標記の論文では、前述の比較に加えて、歪みをともなった不完全な形態で私的供給制度・公的供給制度(NHS)が存立している場合に、上記の四つの視点におけるそれぞれがどのような特徴をもっているかが比較されている。それらの事柄は標記の論文において事細かに表の中に示してある。本稿では、紙幅の制約上、それを引用することはできないが、読者は是非にその表を参照してほしい。

さて、我々が治療供給制度の望ましき在り方を検討する場合には、まずいま述べたような各視点における私的制度・公的制度的特徴を認識しておく必要がある。

次に行うべきことは、比較した上でそれらを評価することである。このことは極め

て重要なことではあるが、同時に極めて難しいことでもある。たとえば、その一つの評価方法にパレート厚生経済学的な評価方法がある。ただし、この評価方法を使用する際には次の点に注意しなければならない。パレート厚生経済学的な評価方法は前述した価値観の第一の見方をもつ人々にとってのみレバントであるという点だ。したがって、その評価方法は、価値観としての第一の見方から治療供給制度を組織する際に様々な方法があり、そのうちのどれが最善であるかということの評価する場合にのみ適用できる。というのも、その価値観は各個人が自らの厚生最善の判断者であるとみなし、加えて、他の個人の経済状態を悪化させることなくある個人の経済状態を改善させるならば、それは社会厚生改善であるとみなす考え方に基づいているからである。もちろん補償原理のような考え方を導入したパレート厚生経済学的评价方法もあるが、それとて実際の分配結果に関しては全く考慮していない。そこでは、ニード (need) に関する社会的判断ということが全く考慮されていない。ところで、そのようなことを考慮することこそ、価値観としての第二の見方の重要な特徴の一つとなっている。以上に述べたようなことを念頭におくならば、前述した私的供給制度と公的供給制度を比較し、それを評価する場合には、パレート厚生経済学的评价方法は適切なものではないということになる。

ならば、それに代わるべきものとして、どのような評価方法が考えられるだろうか。それは、治療の在り方に関する代替的制

を評価する場合に、我々が適切な分配的選好として考えているもの（たとえば公正原則のような）を適用できるような社会的厚生関数を用いることである。その際の選好や原則としては、たとえば一人あたりの治療額、治療に対するアクセス、達成される健康状態、あるいは健康状態の改善などが関係あるものとされる。それが何であれ、そのような目標とされる変数の理想的状態とはある望ましき分布をもつということであろう。たとえば、その絶対的平等とか、あるいは他の何らかの変数（疾病や死のリスク）に対して比例的であるとかということである。しかし、その公正原則は絶対的なものであってはならず、それが招くであろうインセンティブ・ディスインセンティブ効果をも考慮し、そのことによって緩和されなければならない。したがって、公正と効率性とのトレード・オフを考慮しなければならない。

以上に述べてきたことを考慮してくると必然的に次のことは避けられないこととなる。私的医療制度の支持者は一つの社会的厚生関数に同意し、一方、NHSを支持する人々は別の社会的厚生関数に同意する。これは、2で述べたような価値観としてイデオロギーの対立となってしまふ。

だとするならば、次のように述べたくはないだろうか。各制度がそれぞれの支持者に便益を与えながら、両者が併存することを。ただし、問題となることは上記の二つの実際の制度が混合されることがそれぞれが単独で運営されるよりもよくなるか否かということである。また、もしそうだ

とするならば、どの程度の混合にすべきなのか。その答えは、一つの実際の制度がもつ歪みが、やはり歪みをもつもう一つの制度によってどの程度相殺されるかということに依存している。

4 おわりに

治療供給制度の在り方を検討する際に留意すべき事柄としてここまで述べてきた内容は極めて有益な視点である。前にも述べたように、我が国でも最近になり、医療における公私の役割分担の検討が行われているが、その際に、本稿で紹介した標記の論文が指摘している事柄はかなり有益なものとなる。

標記の論文の分析は、以上に述べた事柄を指摘することで終わっていない。前述し

たように、二つの制度が混合されるべきか否かは一つの実際の制度の歪みが別の一方の制度の歪みを相殺するために使用されるかどうかということに依存している。標記の論文が対象としている英国の場合には、NHSがもつ欠点である独占性・非効率性という歪みが、私的分野のもつ競争性を導入することによってNHSの目標である達成度をどのくらい改善できるかということがポイントとなる。標記の論文は最後に若干の実証結果を参照しながらその点を検討し、次のようなことを述べて論文を締めくくっている。

いくらかの私的な治療活動は避けられないだろうが、それがNHSの目標の達成度を著しく援助するであろうと信ずる理由はほとんどない。

海外社会保障カレント・トピックス (18)

1985年4月～6月

厚生省大臣官房国際課

はじめに

今回は、1985年6月3日に公表されたイギリスのグリーンペーパーの内容と背景についてまとめるとともに、OECDにおける社会保障関係の動きを紹介することとする。

1 イギリスグリーンペーパーの概要

イギリスにおいては、人口高齢化に伴う社会支出の増大が予想される中で、ファウラー保健社会保障大臣の下、1年半にわたり、イギリス社会保障制度の主要分野に関する見直し作業が進められていた。1985年6月3日、ファウラー保健社会保障大臣が、下院において公表したグリーンペーパーは、この見直し作業の検討成果に基づくものである。今後、9月16日まで、グリーンペーパーに関するコメントを聴取し、本年末までに最終結論をまとめたホワイトペーパーを刊行し、その後法案化、国会審議を経て、1987年4月から実施の運びとなる見込みである。

1. 改革の基本的考え方

改革の基本原理は次の5つである。

- ①政府と民間（企業、個人）を「二本の柱」とする新たなパートナーシップの確立
- ②ニードのある人々に対するより効果的な援助
- ③給付体系、支給要件の簡素化、斉合化
- ④国が負担しうる健全な財政基盤をもった社会保障制度の確立
- ⑤業務の近代化、コンピューター化

2. 改革提案の概要

2-1. 年金制度

- (1) 現行の国民保険基礎年金は、現行通りとする。
- (2) 所得比例附加年金は、1987年から90年の3年間かけて、段階的に廃止する。

ただし、
・既得権は保護する。
・改正時点で一定年齢（男子50歳、女子45歳）以上の者については、現行制度を引き続き適用する。

(3) 企業年金及び個人年金への加工の

義務づけ

①最低拠出保険料率4%

1年目 2年目 3年目
(経過措置 2% → 3% → 4%)

②事業主は、少なくとも最低拠出保険料率の二分の一を拠出する責任を負う。

③支給開始年齢……最低義務づけ分については、60歳から65歳の間とする。

④年金ファンドの運用機関は、できるだけ広範囲とする。(銀行、保険会社等)

(4) その他

①支給開始年齢の弾力化

現行(5歳の繰下げのみ)に加え、5歳の繰上げを認める。

(年金数理計算で増減額)

②在職支給制限の撤廃

2-2. 補足給付制度

(1) 複雑化した現行の補足給付制度を廃止し、新たに、所得扶助制度と社会基金の二本立てとする。

(2) 所得扶助制度

- ・現行制度における長期受給者加算(1年を超える受給者には、基準額で約27%の加算)、持家状況による差等の複雑な算定方式を廃止し、一律に、年齢及び扶養家族の数のみによって、基準額を決定する簡素化された方式とする。
- ・ただし、有子世帯、年金受給者、片親世帯、障害者世帯等について

は、加算を行う。

(3) 社会基金

- ・社会基金は、特別出費、緊急の出費等の場合に、付加的な給付を行う制度とする。
- ・社会基金のカバーする範囲……分娩給付、死亡給付、火災・洪水等による損失、老人、障害者等のコミュニケーションケアを推進するための給付等(例 施設から在宅へ移る時の引越し費用等をカバー)

2-3. 家族給付制度

(1) 現行の児童給付制度は、現行通りとする。

(2) 現行の低所得勤労世帯向け給付である「世帯所得補足給付」(F I S)制度は、廃止する。

(廃止理由)

- ①現行制度は、第2子以降の加算額が少ないため、多子世帯に十分な援助を提供できない。
- ②現行制度は、「補足給付制度」と斉合性がとれておらず、勤労しない方が給付水準が有利となるケースを生じ、勤労意欲阻害効果がある。(いわゆる「失業のわな」)
- ③現行制度の給付水準は、粗収入(税、社会保険料込み)をベースとして算定されるため、稼働所得が増加するとかえって、F I Sとあわせた手取りの収入が減少するというケースを生じ、勤労意欲阻害効果がある。(いわゆる「貧困のわな」)

(3) 現行F I S制度の代わりに、新たに「世帯給付金」制度を導入する。

新制度は、

- ・児童数に応じた給付設計
- ・新たに導入される「所得扶助」制度との斉合性のとれた給付構造
- ・手取り収入（税，社会保険料控除後）をベースとする算定方式をとり，現行F I S制度の欠点を克服しようとするもの。

2-4. 住宅給付制度

- (1) 所得制限の一本化による支給要件の平等化
- (2) 家賃補助については，従来通り，最高100%の給付を行う。
- (3) 地方税（固定資産税）減免については，地方財政の現状，地方税の性格を考慮し，100%の減免は廃止する。
- (4) 濫給防止のため，地方負担を強化し，地方に給付費増大を抑制するインセンティブを与える。

2 OECD-第2回社会政策作業部会の開催と公共部門の役割に関するOECD経済報告書(No. 4)について

1983年12月に開催された労働力・社会問題委員会において，社会政策作業部会の設置が決定されて以降，1984年10月には，第1回社会政策作業部会が，本年6月には，第2回社会政策作業部会が開かれた。これら2回の社会政策作業部会における主な論点は，保健医療関係については，医療保険

制度における受益者一部負担の問題，合理的な医療供給体制の整備，医療スタッフの適正配置，長期ケア，医療の質の問題等であり，年金については，給付水準，支給開始年齢，スライド，企業年金等の問題，早期退職者に対する年金の優遇に関する問題等と広範多岐にわたっている。本年6月に続き，来年早々には第3回社会政策作業部会が開催されることになっているが，それ以前に，本年11月には，東京で，「社会保障に関する日本・OECD合同ハイレベル専門家会議が開催されることになっている。

OECDにおけるこのような社会政策に対する取組みの背景は，主要先進国全てにおいて，高齢化が進む中，低経済成長，国家財政の悪化の下で医療及び年金に対する支出が著しく増大し，それらの制度の効率的，効果的運営を図っていくことが加盟国共通の課題となっていることである。

この問題について，興味深いのが，公共部門の役割に関するOECD経済報告(No. 4)である。これは，長年のOECDスタッフの仕事を基礎としており，この25年間の社会支出の増加を対照し，比較している。以下，そのいくつかのポイントを紹介する。

1. OECDは国家の福祉支出の増大に警告する。

- (1) 西欧諸国による福祉国家の成長を抑制しようとする努力は，そのコストの上昇を経済成長により保証される枠内に留めるまでには十分ではない。
- (2) OECD加盟24ヵ国の記録に基づいたこの研究によれば，近年いくつかの

要因により福祉支出ののびが鈍化してきており、この傾向はつぎの20年間続きそうな模様である。

- (3) しかし、これでも政府にはどのようにして上昇するコストを賄うかという問題が残る。
- (4) 多くの政府により優先的な課題とされているにもかかわらず、近年社会支出の国内総生産（GDP）に対する比率を安定化させることができている国は少ない。
- (5) 最近の傾向のように、将来の公共支出の増加が過去よりも少ないとしても、このことだけでは政府が予算のバランスを回復し、公的負債を償還し、税の水準を下げるには十分でないであろう。
- (6) 経済的であるためには、価格メカニズムや市場にある制御の役割を増やさなければ、公的部門を効率化しようという政府の努力は、成果をあげそうにない。このための一つの方法は、民衆への負担金を増やすことであろう。
- (7) しかし、民間化が効率性について多くの進歩を生み出すことができるかどうかは懐疑的であり、また、福祉の支出を最も必要とする人々にだけに焦点を定めることができる程度についてあまり楽観的になることは警告的である。これを試みようとする政治的かつ社会的な困難が生じるであろうし、また、貧困のわなの問題を増やすであろう。
- (8) 融通性という主張の下に、その有用性をこえて長続きしている福祉のプログラムについては政府は強い態度をと

るべきであろう。

- (9) 一方、失業給付の支出の増加がくすねる世代を育てているという一部の政治家の見解については、証拠を見出すことができない。失業者の総数と比較すれば、だましたり失業のままにしようとする傾向は小さいようである。
- (10) 同様に福祉支出を賄うための高い税負担がイニシアティブをはなはだしく弱め、あるいは勤労の倫理を崩しているという見解も経験的に支持できない。

2. OECDは公共支出の重荷に光をあてる

- (1) 世界中の大蔵省は、公共支出の増加というヒドラに対し、ヘラクレスのような戦いをすることがその使命だと考える傾向がある。しかし、公共支出の負担は、しばしば考えられるように増えているのだろうか。もしそうなら、増加の原因は何であろうか。また増加は問題であるだろうか。
- (2) 1960年と1982年の間に、平均した政府支出は国民所得比で20%以上増えて47%となった。これは、毎年平均2.75%の増加を意味する。
- (3) 更に、多くの国での増加は、道路や医療といった物やサービスの供給とは反対に政府が給付（移転的支払い）の配分を増やす傾向に関連づけられる。
- (4) 移転的支払い—これは社会保障の配分とともに負債の利子を含む—は、今日、総公共支出の半分以上をしめる。
- (5) 1982年には、産業化された世界での

- 政府の利子払いの支出は一般政府支出の約10%を占めた。しかし、フランスの4%、西独の5%から英国の11%、米国の12%まで様々であった。
- (6) 一方、国の配分による援助は、主要国では全く同様であった。1981年で、平均して世帯の総所得の30%が政府から直接にきた。スウェーデンは40%以上、日本は約20%、米国は24%であったが、他の国の多くは30%前後であった。
- (7) 公的部門が増大したことをはかるもう一つの方法は、この25年で政府の消費が国民の総消費の15.5%から23%に増えてきたということである。
- (8) この増加する支出に関連づけられる政府の借入れの増大は、主に1973年の第1次オイルショックの影響に由来する。しかし、1970年代中頃以降の経済成長の低下は同じ期間の公共支出の増加ほど言明されなかった。その結果公的負債は、国内総生産比(GDP比)で増えつづけた。
- (9) 増加についてはこれで終わり。OECDは異なる国々との政治的プレッシャーは、それぞれ別個に考えられるべきであることを示して、増加の原因については、よりためらいがちである。それにもかかわらず、公的に供給される物の価格が平均より早く上昇するという世界的な傾向があると思われる。
- (10) この研究の対象となった期間の公的部門の価格の相対的な増加は毎年1%(1960年代の教育については2%)であった。しかし、近年この増加は多少減少してきている。
- (11) OECDは、このことを公的部門の相対的な非効率性の尺度と解釈し、民間化のメリットとする議論に対しては、警告を発している。増加のある部分は、国により公的に供給されるサービスの生来の高価さ—特に医療と教育—によるものである。
- (12) しかし、公的部門に無駄と非効率性の例があることを否定する者はいないであろうし、市場による制御により力点を置くことがプログラムの効率性を高める上で何らかの役割を果たすことを否定する者もいないであろう。ただ、このようなイニシアティブから生じる利益を過大視すべきでない。もし、非効率性が公的部門の本来の性質であるならば、民間化によりえられる利益は小さいか皆無であろう。
- (13) 公的部門の拡大がどれだけ問題なのかという更に幅広い疑問については報告書は、注意深い警告を発している。経済的研究は、増加した国家の給付から生ずるモラル・ハザードを明らかにすることに成功していない。例えば、公的年金制度により人々がその退職に備えて蓄しようという意欲が相当低下したようにはみえない。
- (14) 同様に失業給付が人々にだましたり、必要以上に失業の状態にとどまろうとするインセンティブを与える傾向は失業問題全体との関係では、極めて小さいと判断されている。

(15) 最も心配されていることは、予想されるように高い公共支出による経済への影響の大きさと税や借入を押し上げる傾向である。

(16) 高い税負担から生ずる相当のディス・インセンティブを指摘する研究がいくつかあるが、OECDのレポートは、これらの証拠の重みは小さすぎて、税の制度が勤労の倫理を崩しているとい

う一般的な主張を支持できないとしている。

(17) 従って、最も心配されることは公共支出プログラムの増加しようとする固有の傾向をコントロールすることの困難さとこれが予算統制に与える影響である。

(Financial Times)

訂正とお詫び

本誌72号に以下のとおり誤植がありましたので、訂正してお詫びいたします。

誤 正

P.67 戦争の展開 戦後の展開

P.69 右段8～9行目

T.V.C・Report

T.U.C・Report

海外社会保障關係文獻目錄

1985年4月～6月 社会保障研究所圖書室受入分

社会保障・社会政策一般

Abraham, Arthur

Federal Social Security/Arthur Abraham, David L. Kopelman. Philadelphia: American Law Institute-American Bar Association Committee on Continuing Professional Education, c1979. xxiv, 358p.; 26cm

Atkinson, A.B.

The welfare state after Fowler. *New Soc.* 72 (1171) 7 June 1985, p. 343-46.

Barr, Nicholas

Economic welfare and social justice. *J. of Soc. Policy* 14(2) April 1985, p. 175-187.

Berman, Yitzhak

Sub-national social reporting and social policy and planning processes. *Soc. Indicators Res.* 16(2) Feb. 1985, p. 213-21.

Booth, Philip, 1907-

Social security in America. Ann Arbor, Institute of Labor and Industrial Relations, University of Michigan-Wayne State University, 1973.

xviii, 180p. 23cm. Policy papers in human resources and industrial relations, 19

Burns, Arthur Edward, 1908-

Federal work, security, and relief programs, by Arthur E. Burns and Edward A. Williams. New York, Da Capo Press, 1971.

xviii, 159p. illus. 24cm. (Works Progress Administration. Division of Social Research. Research monograph 24)

Franklin D. Roosevelt and the era of the New Deal

Reprint of the 1941 ed.

Callender, Claire

Gender inequality and social policy: women and the redundancy payments scheme. *J. of Soc. Policy* 14(2) April 1985, p. 189-213.

Carter, Charles

The integration of taxation and social security. *Pol. Studies* 5(3) Jan. 1985, p. 24-32.

Cartel, Charles et al.

The reform of social security. *Pol. Studies* 5(3) Jan. 1985, p. 9-23.

Chadelat, J.F.

Techniques applied in the short- and medium-term establishment of social security receipts and expenditure. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 37(4) 1984, p. 367-387.

Chen, Yung-Ping, 1928-

Social security in a changing society: an introduction to programs, concepts, and issues/Yung-Ping Chen. 2nd ed. Bryn Mawr, Pa.: McCahan Foundation, c1983.

xvi, 145p.: ill.; 23cm. McCahan Foundation book series

Collins, Katharine P. and Anne Erfle

Social Security Disability Benefits Reform Act of 1984: legislative history and summary of provisions. *Soc. Sec. Bull.* 48(4) Apr. 1985, p. 5-32.

Duleep, Harriet

Implications for social security policy-making of research in mortality. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 37(4) 1984, p. 410-23.

- Dunn, Jeffrey D.
Reappraising social security: toward an alternative system.
[Austin]: Lyndon B. Johnson School of Public Affairs, University of Texas at Austin, 1981.
xix, 235p.: ill.; 28cm. Special project report series
- Eckstein, Zvi et al.
Uncertain lifetimes and the welfare enhancing properties of annuity markets and social security. *J. of Public Econ.* 26(3) p. 303–26.
- EISS yearbook 1978–1980 Pt. 1:
the retirement age in Europe; retrospections and perspectives of social security., by European Institute for Social Security. Deventer, Kluwer, c1980. 224p. 25cm.
- EISS yearbook 1980–1981 Pt. 2:
the social security and the economic crisis.
Deventer, Kluwer, c1982. 146p. 25cm.
Proceedings of the European Institute for Social Security.
- EISS yearbook 1982–1983 Pt. 1:
the social security and the economic crisis II.
Deventer, Kluwer Law and Taxation, c1984. 227p. 25 cm.
Proceedings of the European Institute for Social Security.
- EISS yearbook 1982–1983 Pt. 2:
Sociological research and social security.
Deventer, Kluwer Law and Taxation, c1984. 153p. 25cm.
Proceedings of the European Institute for Social Security.
- Fabian Society tract No. 498:
Social security: the real agenda. London, Fabian Society, 1984. 40p. 22cm.
The Fabian Society's response to the Government's review of social security.
- Goodin, Robert E.
Self-reliance versus the welfare state. *J. of Social Policy* 14(1) Jan. 1985, p. 25–47.
- Howe, L.E.A.
The 'deserving' and the 'undeserving': practice in an urban, local social security office. *J. of Soc. Policy* 14(1) Jan. 1985, p. 49–72.
- ISSA. Studies and research No. 22:
Social security, unemployment and premature retirement. Geneva, International Social Security Association, 1985. vii, 171p. 24cm.
- Ivanova, R.M.
Social security and women workers in the USSR. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(1) 1985, p. 46–54.
- Kaplan, Robert S.
Indexing social security: an analysis of the issues. Washington: American Enterprise Institute for Public Policy Research, c1977.
67p.; 23cm. Studies in social security and retirement policy. (AEI studies; 182)
- Kaufmann, Franz-Xaver and Lutz Leisering
Demographic changes as a problem for social security systems. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 37(4) 1984, p. 388–409.
- Külpe, Bernhard
Wohlfahrtsökonomik I: die Wohlfahrtskriterien, von B. Külpe & Eckhard Knappe. 2. Aufl. Düsseldorf, Werner, 1984.
xiii, 187p. 24cm.
- Le Grand, Julian
Privatisation and the welfare state/Julian Le Grand and Ray Robinson, editors. London; Boston: Allen & Unwin, 1984.
xiv, 233p.: ill.; 23cm.

- Lesnoy, Selig D. and Dean R. Leimer
Social security and private saving: theory and historical evidence. *Soc. Sec. Bull.* 48(1) Jan. 1985, p. 14–30.
- Morscher, Siegbert hrsg.
Föderalistische Sozialpolitik. Wien, Braumüller, 1983.
105p. 24cm. (Schriftenreihe des Instituts für Föderalismusforschung Bd. 31)
- Schieber, Sylvester J.
Social Security; perspectives on preserving the system. Washington, D.C.: Employee Benefit Research Institute, c1982.
xxxviii, 302p.: ill.; 23cm.
- Sigg, Roland
Sociology and social security: a fresh approach. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(1) 1985, p. 3–19.
- Sjöberg, Björn
Reforming the Swedish social security system. *Internat. Lab. Rev.* 124(1) Jan.–Feb. 1985, p. 61–72.
- Sjoblom, Kriss
Voting for social security. *Pub. Choice* 45(3) 1985, p. 225–40.
- Special feature: women and social security.
Soc. Sec. Bull. 48(2) Feb. 1985, p. 17–26.
- Tishler, Hace Sorel
Self-reliance and social security, 1870–1917. Port Washington, N.Y., Kennikat Press [1971].
xi, 220p. 24cm. (Kennikat Press national university publications. Series in American studies, no. 8)
- Trozan, Peter A., 1950–
Social security overpayments: do I really have to pay them back? Santa Clara, CA.: Red-Tape Publications, c1982.
vii, 159p.; 23cm.
- Unger, Manfred
Sozialstaatliche Leistungserbringung durch Private unter dem Aspekt der Selbstverwaltung und Finanzhoheit der öffentlich-rechtlichen Leistungsträger. *Soz. Fortschritt* 34(3) März 1985, p. 55–62.
- Van Gorkom, Jerome W., 1917–
Social security—the long-term deficit. Washington: American Enterprise Institute for Public Policy Research, c1976.
28p.: graphs; 23cm. Studies in social security and retirement policy; 2 (AEI studies; 135)
- Walker, Carol
Changing social policy: the case of the supplementary benefits review. London, Bedford Square Press, 1983.
173p. 21cm. (Occasional papers on social administration 70)
- Wingen, Max
Elemente einer generationensolidarischen Familienpolitik. *Soz. Fortschritt* 34(4) Apr. 1985, p. 85–89.
- 社会保険
L'assurance contre les accidents du travail dans les administrations locales et régionales. *Rev. belge de Séc. soc.* 26(9–10) sept.–oct. 1984, p. 677–719.
- Atkinson, Raymond Cumings, 1895–
The Federal role in unemployment compensation administration. New York: Arno Press, 1978.
x, 192p.; 23cm. American federalism.
Reprint of the 1941 ed. published by the Committee on Social Security, Social Science Research Council, Washington.
- Einige Überlegungen zur Pflegeversicherung. (Pflegefällrisiko) *Arbeit und Sozialpolitik* 39(3) März 1985, p. 98–101.

- Fields, Gary S.
Retirement, pensions, and social security/
Gary S. Fields and Olivia S. Mitchell.
Cambridge, Mass.: MIT Press, c1984.
xviii, 152p.: ill.; 24cm.
- Figge, Gustav
Änderungen der zusätzlichen Alters- und
Hinterbliebenenversorgung des öffentlichen
Dienstes. *Die Rentenversicherung* 26(2)
Feb. 1985, p. 21–30.
- Grimmer, Klaus
Rechtsgewährleistung bei Rationalisierung
und Maschinisierung der Verwaltungsarbeit
in der Sozialversicherung. *Soz. Fortschritt*
34(4) Apr. 1985, p. 80–85.
- Gunsteren, Herman V. & Martin Rein
The dialectic of public and private pen-
sions. *J. of Soc. Policy* 14(2) April 1985,
p. 129–49.
- McLean, Sheila A.M.
Accident compensation liability without
fault- the New Zealand experience. *J. of
Soc. Welfare Law* Jan. 1985, p. 31–45.
- Maschinensteuer—Ausweg aus der Finanzkrise
der Sozialversicherung?: Interdisziplinäre
Fachtagung 21. u. 22 Apr. 1983, Philipps
Univ. Marburg/Marburger Arbeits-kreis für
Sozialrecht u. Sozialpolitik. Köln, Hey-
mann, 1984.
vii, 192p. 21cm. (Sozialpolitik und Recht
8)
- Meyer, Charles W.
Social security disability insurance: the
problems or unexpected growth. Washing-
ton: American Enterprise Institute for
Public Policy Research, c1979.
66p.; 23cm. (American Enterprise Institute
studies in social security and retirement
policy) (AEI studies; 262)
- The Ministry of Social Insurance (Arab Rep.
of Egypt)
Social insurance in the Arab Republic of
Egypt. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 37(4)
1984, p. 424–40.
- Mumy, Gene E.
The role of taxes and social security in
determining the structure of wages and
pensions. *J. of Poli. Econ.* 93(3) June
1985, p. 574–585.
- Osgood, Russell K.
The law of pensions and profit-sharing:
qualified retirement plans and other
deferred compensation arrangements.
Boston: Little, Brown, c1984.
xx, 454p.; 25cm.
- Schneider, Heinz
Sozialversicherung in der Praxis: Ver-
sicherungspflicht — Versicherungsfreiheit
— Arbeitsentgelt — Jahresarbeitsverdienst
— Mitgliedschaft — Meldewesen — Beiträge.
Heidelberg, Recht und Wirtschaft, 1984.
165p. 21cm. (Schriften des Betriebs-
Beraters Bd. 67)
- Schulz, James H.
Pension integration: concepts, issues, and
proposals/by James H. Schulz, Thomas D.
Leavitt. Washington, D.C.: Employee
Benefit Research Institute, c1983.
xxii, 83p.; 23cm.
- Sudomo, R.
The development of the ASTEK social
insurance system in Indonesia. *Internat.
Soc. Sec. Rev.* 38(1) 1985, p. 55–61.
- 社会福祉
- Chambers, Donald E.
Policy weaknesses and political oppor-
tunities. *Soc. Sec. Rev.* 59(1) March
1985, p. 1–17.

- Collison, Peter and John Kennedy
 Preferences for work locations among social workers. *Soc. Pol. & Admin.* 19(1) Spring 1985, p. 24–32.
- Darvill, Giles
 Volunteers in the personal social services/ edited by Giles Darvill and Brian Munday. London; New York: Tavistock Publications, 1984. 210p. 23cm. Tavistock library of social work practice.
- Fraker, Thomas et al.
 Effective tax rates and guarantees in the AFDC program, 1967–1982. *The J. of human resources* 20(2) Spring 1985, p. 251–263.
- George, Peter
 Towards a two-dimensional analysis of welfare ideologies. *Soc. Pol. & Admin.* 19(1) Spring 1985, p. 33–45.
- Gt. Brit. Central Office of Information
 Social welfare in Britain. London, HMSO, 1980.
 34p. 21cm. (COS reference pamphlet 165)
- Hairston, Creasie Finney
 Using ratio analysis for financial accountability. *Soc. Casework* 66(2) Feb. 1985, p. 76–82.
- Martin, Jr. George T.
 Union social services and women's work. *Soc. Ser. Rev.* 59(1) March 1985, p. 62–74.
- Prentice-Dunn, Steven et al.
 Assessing the cost of behaviorally oriented residential treatment: predictive program factors. *Child Welfare* 64(2) Mar.–Apr. 1985, p. 137–142.
- Reece, William S. and Kimberly D. Zieschang
 Consistent estimation of the impact of tax deductibility on the level of charitable contributions. *Econometrica* 53(2) Mar. 1985, p. 271–93.
- Resnick, Gary
 The short and long-term impact of a competency-based program for disadvantaged women. *J. of Soc. Ser. Res.* 7(4) Sumr. 1984, p. 37–49.
- Rhodes, Margaret L.
 Gilligan's theory of moral development as applied to social work. *Soc. Work* 30(2) Mar.–April 1985, p. 101–105.
- Richards, Margaret
 Inability and virtual inability to walk: a study of the mobility allowance. *J. of Soc. Welfare Law* Jan. 1985, p. 16–30.
- Salvesen, Kaare
 Social administration and policy in Norway. *Soc. Pol. & Admin.* 19(1) Spring 1985, p. 46–58.
- Sherraden, Michael W.
 Administrative lessons from civilian conservation corps. (1933–1942). *Admin. in Soc. Work* 9(2) Sumr. 1985, p. 85–97.
- Simmons, Harvey Gerald, 1935–
 From asylum to welfare. Downsview, Ontario, National Institute on Mental Retardation, c1982.
 xv, 355p. 21cm.
- Smith, Howard L. and Doeing, Carl P.
 Japanese management: a model for social work administration? *Admin. in Soc. Work* 9(1) Spring 1985, p. 1–11.
- Social services year book 1984/85.
 Harlow, Essex, Longman, c1984.
 xx, 926p. 23cm.

Young, Agnes Freda

British social work in the nineteenth century, by A.F. Young and E.T. Ashton. Westport, Conn., Greenwood Press, 1984. vii, 264p. 23cm. (International library of sociology and social reconstruction)

高齡者問題

Abrams, Philip, ed. by Martin Bulmer

Policies to promote informal social care: some reflections on voluntary action, neighbourhood involvement, and neighbourhood care. *Ageing and Soc.* 5(1) Mar. 1985, p. 1-18.

Clark, Robert L. and Daniel A. Summer

Inflation and the real income of the elderly: recent evidence and expectations for the future. *The Gerontologist* 25(2) April 1985, p. 146-152.

Fitzpatrick, Kevin M. & John R. Logan

The aging of the suburbs, 1960-1980. *Amer. Sociol. Rev.* 50(1) Feb. 1985, p. 106-17.

Hampson, Joe

Elderly people and social welfare in Zimbabwe. *Ageing and Soc.* 5(1) Mar. 1985, p. 39-67.

Lee, Gary, R.

Kinship and social support of the elderly: the case of the United States. *Ageing and Soc.* 5(1) Mar. 1985, p. 19-38.

Maxfield, Linda Drazga and Virginia P. Reno

Distribution of income sources of recent retirees: findings from the new beneficiary survey. *Soc. Sec. Bull.* 48(1) Jan. 1985, p. 7-13.

Means, Robin

The development of welfare services for elderly people/Robin Means & Randall Smith. London; Dover, N.H.: Croom Helm, c1985. 379p.; 23cm.

Prétot, Xavier

Les effets de l'abaissement de l'âge de la retraite sur le recours contre le tiers responsable des organismes d'assurance-vieillesse. *Droit soc.* (3) mars 1985, p. 233-38.

Rich, Bennett Milton, 1909-

The aging, a guide to public policy/Bennett M. Rich and Martha Baum. Pittsburgh, Pa.: University of Pittsburgh Press, c1984. xiii, 275p. 24cm.

Sherman, Edmund A.

Working with older persons: cognitive and phenomenological methods. Boston: Kluwer-Nijhoff Pub.: Hingham, MA. U.S.A.: Distributors for North America, Kluwer Academic Publishers, c1984. ix, 201p.; 24cm. International series in social welfare.

Walker, Alan

Getting the elderly to pay. *New Soc.* 72(1164) 18 Apr. 1985, p. 76-78.

保健・医療

Aaron, Henry J.

The painful prescription: rationing hospital care/Henry J. Aaron & William B. Schwartz Washington: Brookings Inst.: 1984 161p; 24cm.

Blüms Kostendämpfungspläne ziehen Kreise.

(Gestzliche Krankenversicherung) *Arbeit und Sozialpolitik* 39(3) März 1985, p. 71-72.

Booton, LaVonne A. & Julia L. Lane

Hospital market structure and the return to nursing education *The J. of human resources* 20(2) Spring 1985, p. 184-196.

- Chen, Haifeng ed.
 Chinese health care: a comprehensive review of the health services of the People's Republic of China/edited by, editor-in-chief Chen Haifeng, assistant editor, Zhu Chao. Lancaster [Lancashire]; Boston: MTP Press, c1984.
 xix, 466p.: ill., map; 26cm. Modern Chinese medicine; v. 3
 "Published in association with the People's Medical Publishing House, Beijing."
- Chirikos, Thomas N. and Gilbert Nestel
 Further evidence on the economic effects of poor health. *The Rev. of Econ. & Stat.* 67(1) Feb. 1985, p. 61-69.
- Creutz, Helmut
 European Agreement concerning the Provision of Medical Care to Persons during Temporary Residence. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(1) 1985, p. 38-45.
- Gelbier, Stanley
 The rise and fall of the area dental officer. *Soc. Pol. & Admin.* 19(1) Spring 1985, p. 14-23.
- Gesundheitspolitik.
 Leistungsfähigkeit erhalten, p. 5-8.
 Zehn Grundsätze. p. 8-10.
 Zu viele Kassenärzte? p. 10-13.
 Bundesarbeitsblatt (5) Mai 1985.
- Haywood, S.C.
 An essay in the government of health: Griffiths or status quo? *Soc. Pol. & Admin.* 19(1) Spring 1985, p. 59-70.
- Martinson, O.B. et al.
 Life change, health status and life satisfaction: a reconsideration. *Soc. Indicators Res.* 16(3) Apr. 1985, p. 301-13.
- Meilicke, Carl A.
 Perspectives on Canadian health and social services policy: history and emerging trends/edited by Carl A. Meilicke and Janet L. Storch. Ann Arbor, Mich.: Health Administration Press, 1980.
 xii, 520p.; 24cm.
- Das neue Krankenhausfinanzierungsgesetz – ein Zugeständnis an den Föderalismus? *Soz. Fortschritt* 34(3) März 1985, p. 69.
- Packard, Michael
 Health status of new retired-worker beneficiary: findings from the new beneficiary survey. *Soc. Sec. Bull.* 48(2) Feb. 1985, p. 5-16.
- Wright, Stephen
 Subjective evaluation of health: a theoretical review. *Soc. Indicators Res.* 16(2) Feb. 1985, p. 169-79.
- Yett, Donald E. et al.
 Fee-screen reimbursement and physician fee inflation. *The J. of human resources* 20(2) Spring 1985, p. 278-291.
- 雇用と失業
- Adams, James D.
 Permanent differences in unemployment and permanent wage differentials. *The Q. J. of Economics* 100(1) Feb. 1985, p. 29-56.
- Bazzoli, Gloria J.
 The early retirement decision: new empirical evidence on the influence of health. *The J. of human resources* 20(2) Spring 1985, p. 214-234.
- Blandy, Richard
 Understanding labour markets in Australia/edited by Richard Blandy and Owen Covick. Sydney; Boston: G. Allen & Unwin, 1983.
 vii, 258p.: ill.; 22cm.

- Corcoran, Mary & Martha S. Hill
Reoccurrence of unemployment among adult men. *The J. of human resources* 20 (2) Spring 1985, p. 165–183.
- Daniel, Goronwy
The unemployment problem. *Pol. Studies* 5(3) Jan. 1985, p. 1–8.
- Gordon, Alan.
Redundancy in the 1980s: the take-up of voluntary schemes. Brookfield, Vt., U.S.A.: Gower Pub. Co., c1984. viii, 103p.: ill.; 23cm. Institute of Manpower Studies series; no. 6.
At head of title: Institute of Manpower Studies.
- Gould, Raija
Unemployment and disability: some sociological aspects of withdrawal from the labour market. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(1) 1985, p. 20–37.
- Iams, Howard M.
Characteristics of the longest job for new retired workers: findings from the new beneficiary survey. *Soc. Sec. Bull.* 48(3) Mar. 1985, p. 5–21.
- Johnson William G. & James Lambrinos
Wage discrimination against handicapped men and women. *The J. of human resources* 20(2) Spring 1985, p. 264–277.
- Kuhn, Karl & Paul Schreiber
Arbeitsschutz: Probleme der neuen Technologien. *Bundesarbeitsblatt* (3) März 1985, p. 28–40.
- Leaper, R.A.B.
Long-term unemployment. *Soc. Pol. & Admin.* 19(1) Spring 1985, p. 3–13.
- Maxwell, Nan L.
The retirement experience: psychological and financial linkages to the labor market. *Soc. Sci. Q.* 66(1) Mar. 1985, p. 22–33.
- Micklewright, John
On earnings-related unemployment benefits and their relation to earnings. *The Econ. J.* 95 (377) Mar. 1985, p. 133–45.
- Morris, Michael
Are poverty and unemployment social problems? the dynamics of public definitions. *Sociol. & Soc. Res.* 69(3) Apr. 1985, p. 396–411.
- Report on the earnings sharing implementation study. *Soc. Sec. Bull.* 48(3) Mar. 1985, p. 31–41.
- Shank, Susan Elizabeth
Changes in regional unemployment over the last decade. *Mthly Lab. Rev.* 108(3) Mar. 1985, p. 17–23.
- Sherman, Sally R.
Reported reasons retired workers left their last job: findings from the New Beneficiary Survey. *Soc. Sec. Bull.* 48(3) Mar. 1985, p. 22–30.
- Sider, Hal
Unemployment duration and incidence: 1968–82. *The Amer. Econ. Rev.* 75(3) June 1985, p. 461–72.
- Smith, Frank
Employee benefits/Frank Smith & David Beech. London, Waterlow, 1984. 58p 21cm. Waterlow execut. b. 4
- Solon, Gary
Work incentive effects of taxing unemployment benefits. *Econometrica* 53(2) Mar. 1985, p. 295–306.
- Szinovacz, Maximiliane ed.
Women's retirement: policy implications of recent research. Beverly Hills, Calif.: Sage Publications, c1982. 271p.; 23cm. Sage yearbooks in women's policy studies; v. 6

その他

Dinkel, Reiner

Die Auswirkungen eines Geburten- und Bevölkerungsrückgangs auf Entwicklung und Ausgestaltung von gesetzlicher Alterssicherung und Familienlastenausgleich. Berlin, Duncker & Humblot, 1984.
344p. 24cm. (Sozialpolitische Schriften Hft. 49)

Gilbert, Alan, 1944—

Housing, the state, and the poor: policy and practice in three Latin American cities/ Alan Gilbert and Peter M. Ward. Cambridge [Cambridgeshire]; New York: Cambridge University Press, 1984.
xii, 319p. 23cm. Cambridge Latin American studies; 50

Hilhorst, J.G.M.

Social development in the Third World: level of living indicators and social planning/edited by J.G.M. Hilhorst and M. Klatter. London: Dover, N.H.: Croom Helm, c1985.
233p.; 23cm.
"Published in co-operation with the Institute of Social Studies at the Hague."

Hubbard, R. Glenn

Personal taxation, pension wealth, and portfolio composition. *The Rev. of Econ. & Stat.* 67(1) Feb. 1985, p. 53—60.

Kleinig, John

Paternalism. Manchester, Manchester Univ. Press, c1983.
xiii, 242p. 25cm.

Whitehead, C.M.E. et al.

Prospects and strategies for housing in the private rented sector. *J. of Soc. Policy* April 1985, p. 151—174.